

目 次

1. はじめに	1
2. 屋外広告物制度とは何ですか？	
2-1 屋外広告物とは	2
2-2 許可基準確認のためのフローチャート	5
3. 規制地域はどこですか？	
3-1 規制地域は種類に応じて段階的に区分けしています	6
3-2 広告景観保全地区があります	7
3-3 規制地域は静岡県GISでご確認ください	8
4. 各規制地域の基準等はどうなっていますか？	
4-1 第1種特別規制地域	10
4-2 第2種特別規制地域	12
4-3 特別規制地域におけるその他の種類の広告物の基準	14
4-4 第1種普通規制地域	18
4-5 第2種普通規制地域	20
4-6 普通規制地域におけるその他の種類の広告物の基準	22
4-7 広告景観保全地区（伊豆縦貫自動車道関連）	26
4-8 広告景観保全地区（伊豆西南海岸）	28
4-9 禁止事項（禁止物件、禁止広告物）	30
4-10 表示・設置に許可申請が不要な場合（適用除外広告物）	32
5. 設置までに何をすればいいのか？	
5-1 設置までの流れ	34
5-2 許可申請	35
6. 申請後に何をすればいいのか？	
6-1 申請後の手続や義務	38
6-2 変更・更新手続	39
6-3 除却義務	41
6-4 設置者・管理者の責務	42
7. 屋外広告業には登録が必要です	
7-1 屋外広告業とは	45
7-2 業登録の流れ	45
8. 各種様式はどこにあるの？	
8-1 様式の案内	47
8-2 電子申請について	47
9. 良好な景観形成のために	
9-1 周囲の景観に配慮した色彩	50
9-2 形・大きさ・高さを揃えて集合化	56
9-3 車両ラッピング、のぼり旗	58
9-4 デジタルサイネージは輝度や動き、音にも注意しましょう	60
問い合わせ先一覧	66

1 はじめに

静岡県は、我が国を代表する富士山をはじめ伊豆半島、浜名湖など、自然と歴史に恵まれた魅力的な景観を有しています。こうした景観は、そこに住む県民、事業者及び観光や仕事で往来する人々など、社会全体の財産です。

屋外広告物は、周囲の景観に対して、プラスにもマイナスにも影響を及ぼします。また、屋外広告物には寿命（耐用年数）があり、落下、倒壊した場合には人命にかかわる事故を引き起こす場合があります。

このため、『静岡県 屋外広告物ガイドブック』では、良好な景観の形成、保全や安全管理を推進するため、屋外広告物の設置等をする際に守るべきルールや、周囲の景観に配慮するポイントなどをまとめています。

屋外広告物に携わる皆様方が、良好な屋外広告物の設置等を推進し、本県の魅力的な景観形成の一翼を担ってくださることを願います。

屋外広告物と景観



どちらの道路を走りたいですか？ 屋外広告物が周囲の景観に与える影響は大きい



景観と調和する色ってなんだろう？ 派手で目立つ屋外広告物があったら景観が台無し

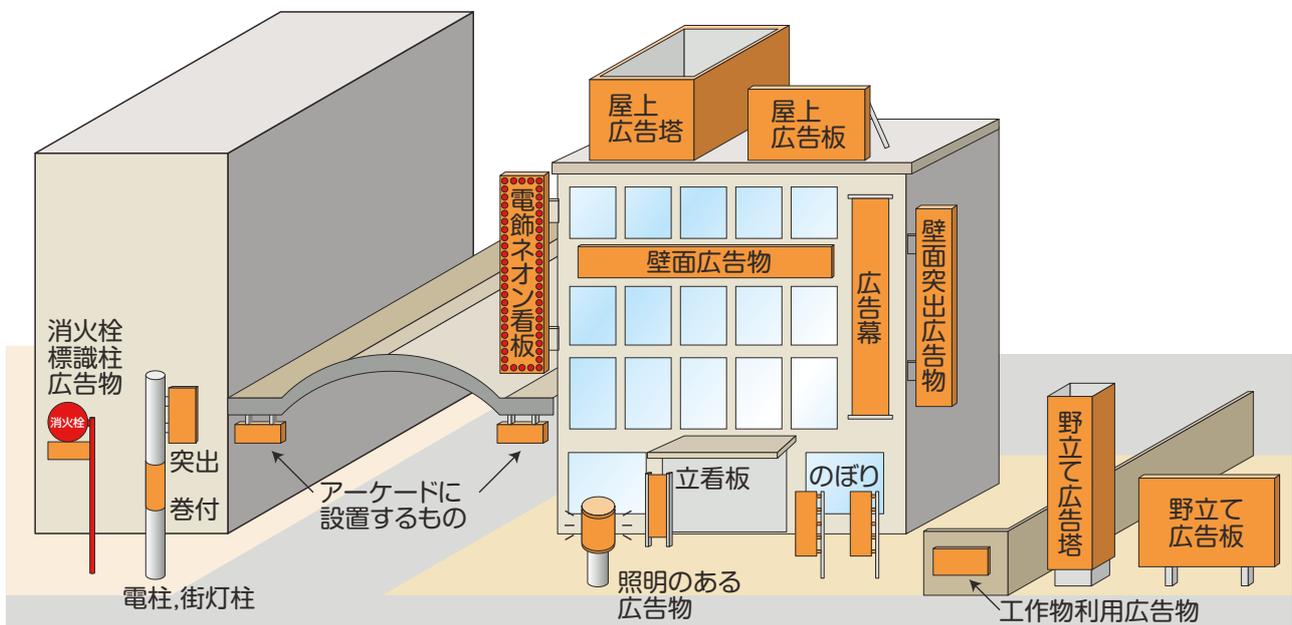
2 屋外広告物制度とは何ですか？

2-1 屋外広告物とは

次の4つの要件をすべて満たすものです。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

【対象外の例】 街頭で配られるビラや建物内など屋内で表示されている広告物等



■ 屋外広告物にはどんなルールがありますか

屋外広告物を設置、管理する際のルールは、大きく分けて次のようなルールがあります。

規制地域	設置基準	禁止事項	手続	罰則
独自条例制定市を除く県下24市町を4地域に分け、地域ごとに基準を定めています	広告物の種別ごとに高さ、表示面積の上限や設置方法を定めています	道路上の柵などへ広告物の設置など禁止する事項を定めています	許可申請など設置や管理に際して行政への手続が必要な場合を定めています	ルールに違反し、設置等を行った場合の罰則内容を定めています

■ どんな場合に許可申請が必要ですか

屋外広告物の種類や規制地域の種類に応じて、広告物の表示・設置には許可申請が必要です。許可申請は、規制地域に応じたルール（設置基準）に適合している必要があります。

区分	広告景観 保全地区	特別規制地域 (第1種・2種)	普通規制地域 (第1種・2種)	規制地域外
		地域の特性に応じ、特に良好な景観形成が必要な地域	表示・設置が原則として禁止される地域	表示・設置には原則許可が必要な地域
自家広告物 (自己の店名・営業内容等を自己の事業所等に表示)	一定面積（注）を超える場合は、許可申請必要			許可申請不要
案内図板 (目的地への誘導のために、設置する広告物)	原則設置不可。やむを得ない場合のみ許可申請により設置・表示が可能		全て許可申請必要	
一般広告物 (自家広告物、案内図板、適用除外広告物以外の広告物)	設置不可			
適用除外広告物	許可申請不要			

(注) 自家広告物における許可申請不要な表示面積
 特別規制地域・広告景観保全地区…5㎡以内
 第1種普通規制地域…10㎡以内
 第2種普通規制地域…20㎡以内

●自家広告物



■ 表示・設置に許可申請が不要な屋外広告物（適用除外広告物）

禁止事項を除き、次の場合には許可申請が不要となります。詳細は p.32 をご確認ください。

- 例
- ・一定面積以内の自家広告物
 - ・管理広告物（5㎡以内）
 - ・冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に設置
 - ・イベントのためその会場敷地内に設置
 - ・規制地域外への設置

●管理広告物



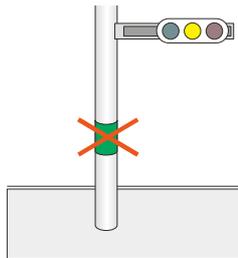
■ 禁止事項（禁止物件、禁止広告物）

許可申請が不要な屋外広告物であっても、次の禁止事項（禁止物件、禁止広告物）に該当する場合は、広告物を表示・設置することはできません。詳細は p.30・31 をご確認ください。

● 禁止物件

次の物件には広告物の表示等が禁止されています。

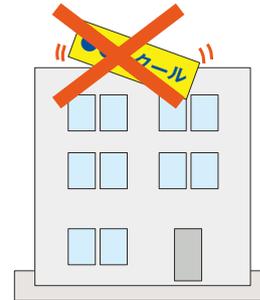
- 例
- ・ 石垣、擁壁（ようへき）
 - ・ 街路樹、保存樹
 - ・ 信号機、道路標識、ガードレール、消火栓、郵便ポスト、路上変圧器等
 - ・ 道路の路面
 - ・ 電柱、街灯柱等（はり紙、はり札、のぼり、立て看板等以外の表示は可能）



● 禁止広告物

次の広告物の表示等は禁止されています。

- ・ 著しく破損、老朽したもの
- ・ 倒壊、落下のおそれがあるもの
- ・ 信号機、道路標識等に類似するもの
又はこれらの効用を妨げるもの
- ・ 交通の安全を阻害するもの



■ 屋外広告物の設置工事が必要な場合は誰に頼めば良いのか。

屋外広告物の表示・設置に際し工事が必要な場合、工事を依頼できるのは静岡県知事の登録を受けた屋外広告業者に限られます。

県HP(URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/keikan/okugaikokoku/1054599.html#group2>) に登録業者一覧を掲載していますので、ご確認ください。



■ 罰則

次の場合は、条例の規定により処罰されることがあります。

- ・ 規制地域における許可の規定に違反して広告物を設置した者
- ・ 禁止物件に広告物を設置した者
- ・ 許可を受けずに広告物を変更し、又は改造した者
- ・ 違反広告物に対する除却等措置命令に従わない者

2-2 許可基準確認のためのフローチャート

屋外広告物を表示・設置する際には、下表を参考に該当するページでルールを確認し、基準にあった申請、安全点検等適切な維持管理を実施してください。

表示・設置する広告物の許可基準等の確認

Q1

設置する場所は県条例の適用市町ですか？
※確認方法は p.6 をご覧ください

NO 県条例適用市町以外です
(当該市役所にお問い合わせください)

YES 適用市町です

Q2

設置場所は、規制地域内ですか？
※確認方法は p.8・9 をご覧ください

NO 規制地域外です
(許可申請は不要ですが、p.30・31をご確認ください)

YES 規制地域内です

Q3

禁止物件・禁止広告物では無いですか？
※確認は p.30・31 をご覧ください

NO 該当する場合は、設置・表示ができません。

YES 該当しません

Q4

設置等に許可申請が不要な広告物
(適用除外広告物) では無いですか？
※確認は p.32 をご覧ください

NO 該当する場合は、許可申請不要です。

YES 該当しません (表示・設置には許可申請が必要です)

Q5

設置場所の規制地域の種類を確認し、各地域の許可基準を確認してください。
※規制地域の種類は p.6 をご覧ください

<規制地域>

特別規制地域
・第1種 ・第2種

普通規制地域
・第1種 ・第2種

広告景観保全地区
・伊豆縦貫道 ・伊豆西南海岸

<許可基準>

【p.10・11】 【p.12・13】

【p.18・19】 【p.20・21】

【p.26・27】 【p.28・29】

<申請先>

町域に設置：各土木事務所
市域に設置：各市役所

許可申請手続：p.34～37をご確認ください

適切な維持管理の実施：p.42～44をご確認ください

3 規制地域はどこですか？

3-1 規制地域は種類に応じて段階的に分けしています

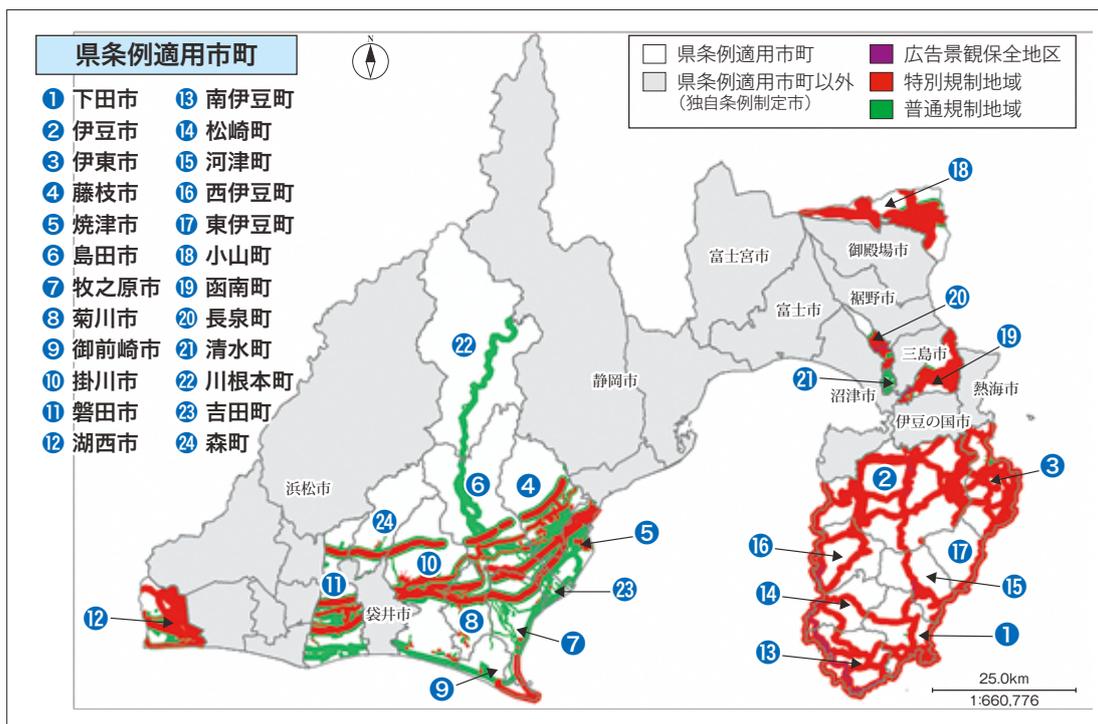
静岡県では、地域ごとの景観特性や用途地域等に応じて段階的に地域を区分しています。それぞれの地域の特性に合わせて、規制地域ごとに許可基準を定め、適正な屋外広告物の規制誘導を図っています。

■規制地域区分表

特別規制地域 広告物の表示、掲出物件の設置を禁止		普通規制地域 あらかじめ設置許可が必要	
第1種特別	第2種特別	第1種普通	第2種普通
自然的景観を持つ要素の多い地域、歴史的雰囲気を守るべき地域	良好な住環境や沿道、沿線景観の形成に配慮すべき地域	用途地域等一定の規制が必要な地域	活発な都市活動が展開されている地域
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 風致地区 伝統的建造物群保存地区 国宝、重要文化財周辺 県の有形文化財周辺 風致保安林* 自然環境保全地域* 河川、湖沼、海岸*	東名、新東名高速道路、新幹線、伊豆縦貫自動車道天城北道路の全区間道路、鉄道の区間* 上記道路、鉄道の周辺* 都市公園、カンtrリーパーク、静岡空港周辺* 官公署、学校等	用途地域 (工業地域、中高層住宅専用地域等、右の第2種とした地域以外) 道路、鉄道の区間* 上記道路、鉄道の周辺* 河川、湖沼、海岸*	商業地域 容積率300%以上の近隣商業地域

※該当するものうち、知事が告示で指定する区域

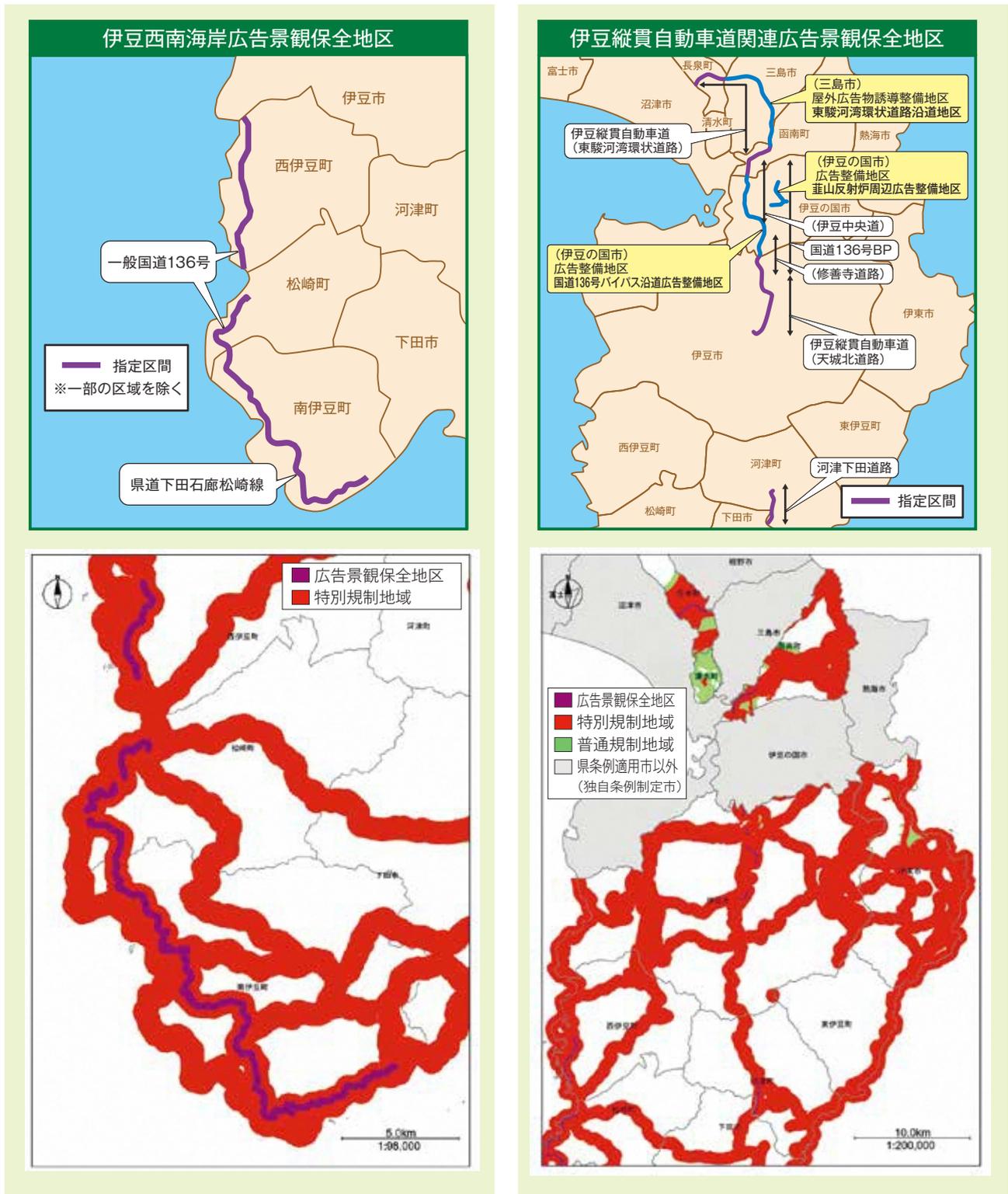
■規制地域図（県G I S）



3-2 広告景観保全地区があります

特別規制地域又は普通規制地域のうち、地域の特性に応じ、特に良好な景観を形成し、風致の維持を図ることが必要である区域を、広告景観保全地区として指定しています。現在、2地区を指定しており、区域は下図で示した道路から50mの等距離線の範囲内に設定しています。

■ 広告景観保全地区（上段：概要図、下段：県GIS）



3-3 規制地域は静岡県GISでご確認ください

規制地域の概略図は、静岡県統合基盤地理情報システム（静岡県GIS）で公開しています。規制地域図の詳細は、静岡県GIS（<https://www.gis.pref.shizuoka.jp>）でご確認ください。



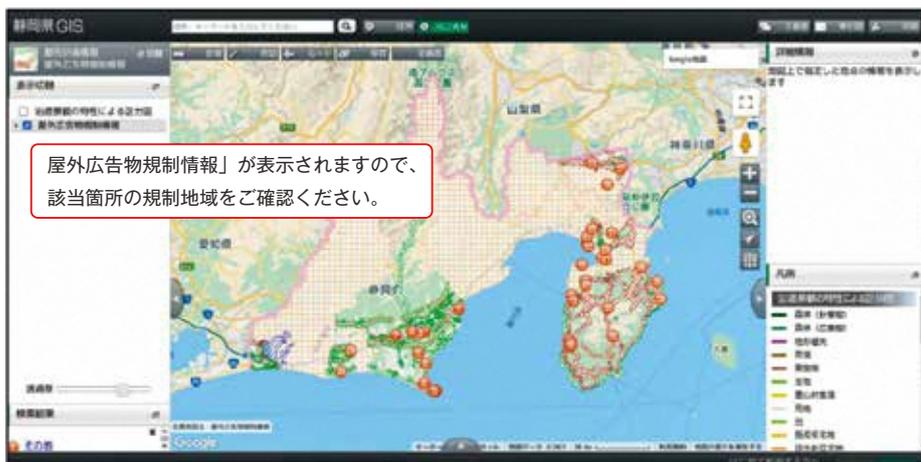
■ 静岡県GISにおける屋外広告物規制情報の閲覧方法

①表示する地図を切り替えます。

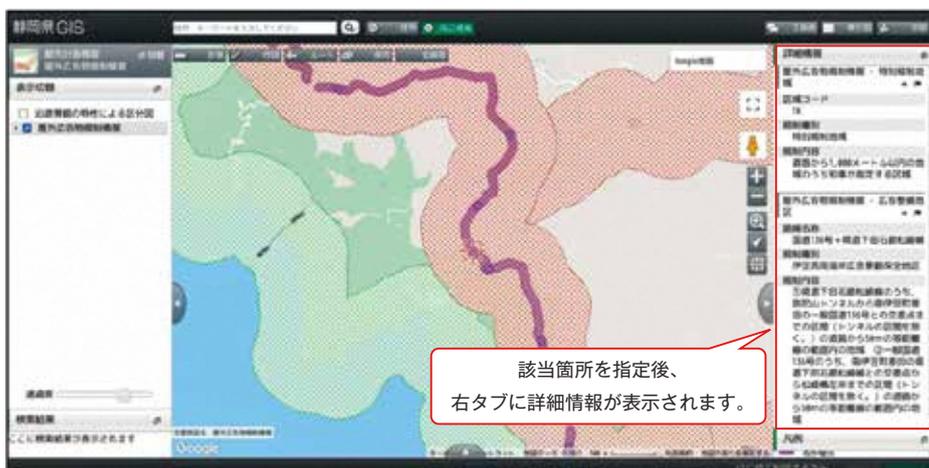


②屋外広告物規制情報を表示します。





- ③該当箇所の詳細情報（規制種別・規制内容）を確認します。
 ※広告景観保全地区もご確認いただけます。



公開しているデータは、屋外広告物の規制地域を概略図としたものですので、地図作成上の誤差等のため、実際の規制地域とは異なる場合があります。また、一部の特別規制地域（文化財周辺、官公署、学校等）などは静岡県GISで判別できないため、あくまで参考図として利用してください。屋外広告物を設置する場所が規制地域に該当するか確認する際は、p.66～68の窓口にお問い合わせください。

4 各規制地域の基準等はどうなっていますか？

4-1

第1種
特別規制



無許可や許可基準に違反する広告物を設置した場合は、行政指導を行います。



この規制地域のポイント

- ・自然的景観の多い地域等に配慮するため、原則設置等が禁止の地域
- ・自家広告物・案内図板（許可申請必要）、適用除外広告物（p.32 許可申請不要）のみ設置可能

■ 自家広告物

次の2つの条件を満たす広告物を「自家広告物」といいます。

- ① 自己の事業所等がある建物やその敷地内に設置するもの
- ② 自己の氏名、店名や事業内容を表示するもの



<許可基準>

一つの事業所等当たりの表示面積が合計5㎡を超える場合は、設置等の前に許可申請が必要です。

許可基準は共通基準（右ページ）及び種類別の個別基準に適合する必要があります。

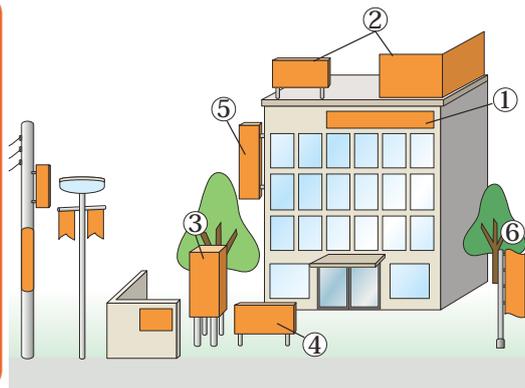
なお、自家広告物であっても禁止物件・禁止広告物（p.30・31）は設置等できません。

○種類別個別基準

次の種類以外の広告物は p.14～17 を御確認ください。

① 壁面を利用した広告物

- ・壁面の端から突き出ない
- ・窓や開口部を覆わない
- ・表示面積は1/5以内、または15㎡以内（壁面の面積が300㎡未満の場合）



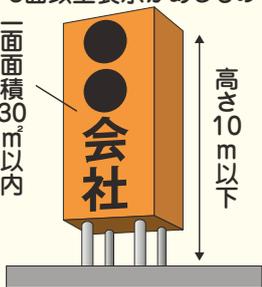
② 屋上広告物

- ・看板の高さは建物の高さの2/3以下、かつ高さ5m以下
- ・建物の幅をはみ出さない
- ・木造建築物には設置できない



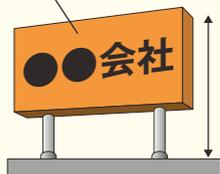
③ 広告塔

- ・3面以上表示があるもの
- ・二面面積30㎡以内
- ・高さ10m以下



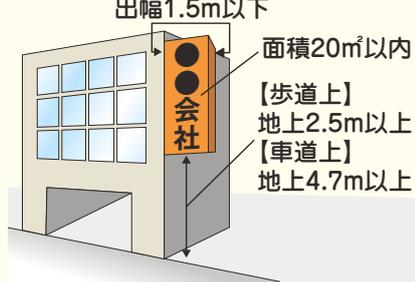
④ 広告板

- ・1面又は表裏表示のもの
- ・合計面積30㎡以内
- ・高さ5m以下



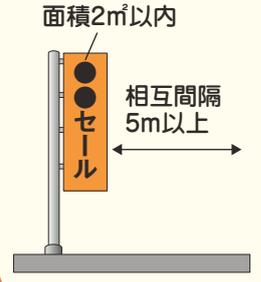
⑤ 壁面から突き出す広告物

- ・出幅1.5m以下
- ・面積20㎡以内
- ・【歩道上】地上2.5m以上
- ・【車道上】地上4.7m以上



⑥ のぼり

- ・面積2㎡以内
- ・相互間隔5m以上



■ 共通基準

自家広告物及び案内図板（(8)は除く）は以下の基準に適合している必要があります。

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。
- (8) 東名高速道路及び新東名高速道路から 200 m 以内の区域にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

■ 案内図板

目的地への誘導のために設置する広告物を「案内図板」といいます。

特別規制地域では、原則案内図板の設置は出来ませんが、**事業所等が主要な道路に接していない場合などやむを得ず設置する場合は、許可申請が必要です。**

<許可基準（野立てのもの）>

許可には、共通基準（上記）及び次の基準に適合する必要があります。

申請の際は、別途詳細「野立て案内図板設置の手引～設置許可の基準と考え方～」

(URL:https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/029/825/e_nodateannaizu.pdf) をご確認ください。

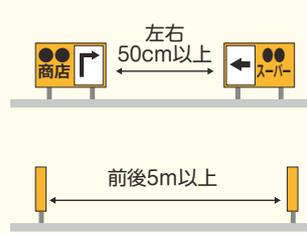


設置要件・案内距離

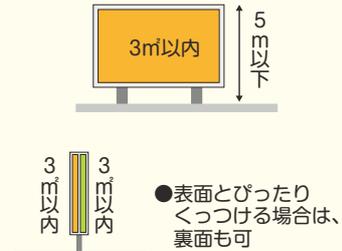


- 案内先が主要な道路に接していないなど、やむを得ない場合に設置

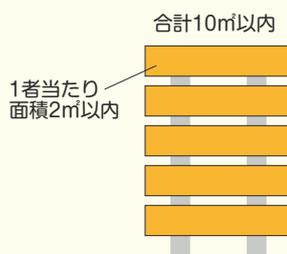
相互間隔



高さ・面積



協同看板(5者以上で表示する場合)



表示内容



- 写真や絵に、文字や地図・矢印を重ねない

※動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く）は使用不可

※建物の屋上や壁面、塀には設置不可（電柱等、消火栓標識柱を利用する場合の基準は p.15・16 参照）

4-2

第2種
特別規制



無許可や許可基準に違反する広告物を設置した場合は、行政指導を行います。



この規制地域のポイント

- ・良好な住環境や沿道景観に配慮するため、原則設置等が禁止の地域
- ・自家広告物・案内図板（許可申請必要）、適用除外広告物（p.32 許可申請不要）のみ設置可能

■ 自家広告物

次の2つの条件を満たす広告物を「自家広告物」といいます。

- ① 自己の事業所等がある建物やその敷地内に設置するもの
- ② 自己の氏名、店名や事業内容を表示するもの



<許可基準>

一つの事業所等当たりの表示面積が合計5㎡を超える場合は、設置等の前に許可申請が必要です。

許可基準は共通基準（右ページ）及び種類別の個別基準に適合する必要があります。

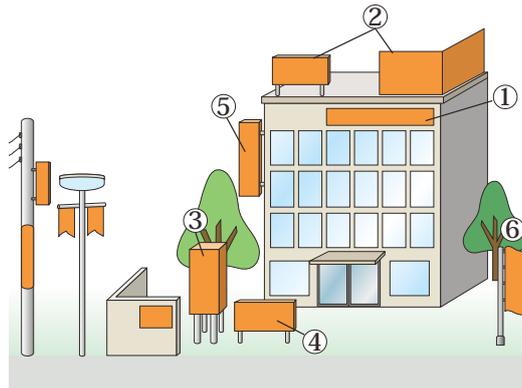
なお、自家広告物であっても禁止物件・禁止広告物（p.30・31）は設置等できません。

○種類別個別基準

次の種類以外の広告物は p.14～17 をご確認ください。

① 壁面を利用した広告物

- ・壁面の端から突き出ない
- ・窓や開口部を覆わない
- ・表示面積は1/5以内、または15㎡以内（壁面の面積が300㎡未満の場合）

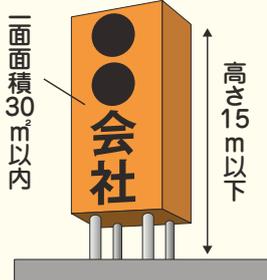


② 屋上広告物

- ・看板の高さは建物の高さの2/3以下、かつ高さ10m以下
- ・建物の幅をはみ出さない
- ・木造建築物には設置できない

③ 広告塔

- ・3面以上表示があるもの



④ 広告板

- ・1面又は表裏表示のもの



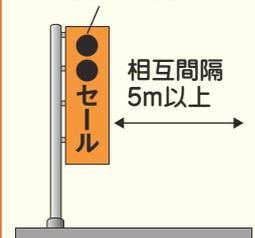
⑤ 壁面から突き出す広告物

- ・出幅1.5m以下
- ・面積20㎡以内
- ・【歩道上】地上2.5m以上
- ・【車道上】地上4.7m以上



⑥ のぼり

- ・面積2㎡以内
- ・相互間隔5m以上



■ 共通基準

自家広告物及び案内図板（(8)は除く）は以下の基準に適合している必要があります。

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。
- (8) 東名高速道路及び新東名高速道路から 200 m 以内の区域にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

■ 案内図板

目的地への誘導のために設置する広告物を「案内図板」といいます。

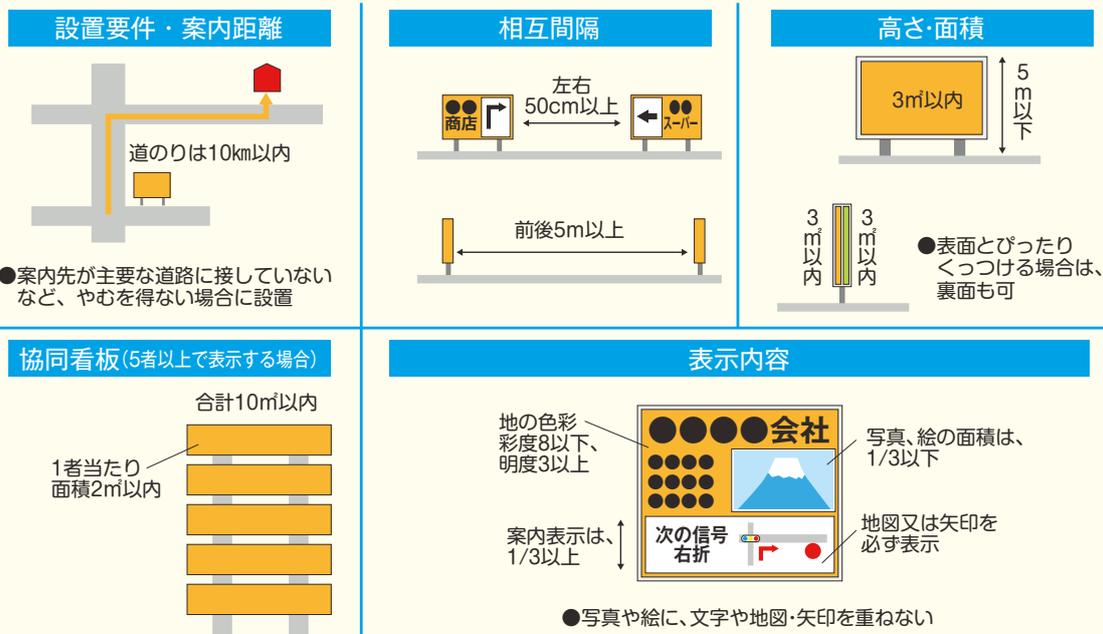
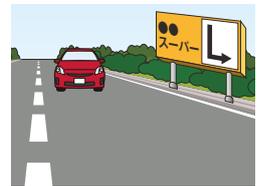
特別規制地域では、原則案内図板の設置は出来ませんが、事業所等が主要な道路に接していない場合などやむを得ず設置する場合は、許可申請が必要です。

< 許可基準（野立てのもの） >

許可には、共通基準（上記）及び次の基準に適合する必要があります。

申請の際は、別途詳細「野立て案内図板設置の手引～設置許可の基準と考え方～」

（URL:https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/029/825/e_nodateannaizu.pdf）をご確認ください。



※動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く）は使用不可

※建物の屋上や壁面、塀には設置不可（電柱等、消火栓標識柱を利用する場合の基準は p.15・16 参照）

4-3 特別規制地域におけるその他の種類の広告物の基準

特別規制地域において、p.10～13で掲げている種類以外の自家広告物の許可基準です。なお、電柱・街灯柱等の利用や消火栓標識柱を利用した広告物は、案内図板の基準も記載しています。

種類別	許可基準（第1種・第2種特別規制地域 共通）
電柱、街灯柱等	<p>■自家広告物</p> <div data-bbox="478 488 1324 952" style="border: 2px solid orange; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-bottom: 20px;"> <p>◆突き出すもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示規格は、縦1.2m以下、横0.4m以下 ・下端は、歩道と車道の区分のある歩道上では地上2.5m以上、歩道と車道の区分のない道路上では地上4.7m以上 ・街灯柱を利用する場合の個数は、1本につき2個以内 ・街灯柱以外のものを利用する場合の個数は、1本につき1個 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="491 974 782 1019" style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 2px 5px; text-align: center;">街灯柱以外(電柱等)</div> <div data-bbox="1037 974 1260 1019" style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 2px 5px; text-align: center;">街灯柱</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="438 1041 861 1545"> <p style="text-align: center;">1本につき1個</p> <p style="text-align: center;">0.4m以内</p> <p style="text-align: center;">1.2m以内</p> <p style="text-align: center;">2.5m以上</p> <p style="text-align: center;">歩道</p> <p style="text-align: center;">4.7m以上</p> <p style="text-align: center;">歩道と車道の 区別のない道路</p> </div> <div data-bbox="1077 1041 1324 1478"> <p style="text-align: right;">1本につき 2個以内</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="510 1624 997 1870" style="border: 2px solid orange; border-radius: 50%; padding: 10px;"> <p>◆巻き付けるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電柱等1本当たりの表示面積の合計は、1㎡以内 </div> <div data-bbox="1069 1545 1228 2027"> <p style="text-align: center;">広告</p> </div> </div>

種類別

許可基準（第1種・第2種特別規制地域 共通）

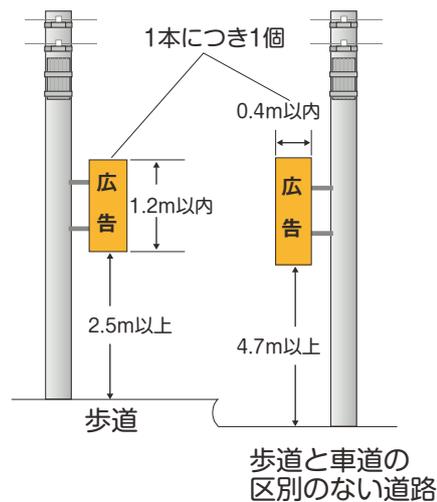
■案内図板

◆突き出すもの

- ・表示規格は、縦 1.2m以下、横 0.4m以下
- ・下端は、歩道と車道の区分のある歩道上では地上 2.5m以上、歩道と車道の区分のない道路上では地上 4.7m以上
- ・個数は、1本につき1個

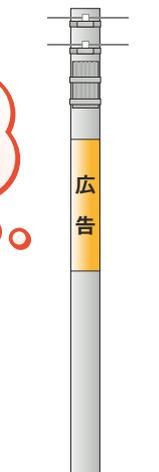
電柱・街灯柱等

電柱、
街灯柱等



◆巻き付けるもの

- ・電柱等1本当たりの表示面積の合計は、1㎡以内



種類別

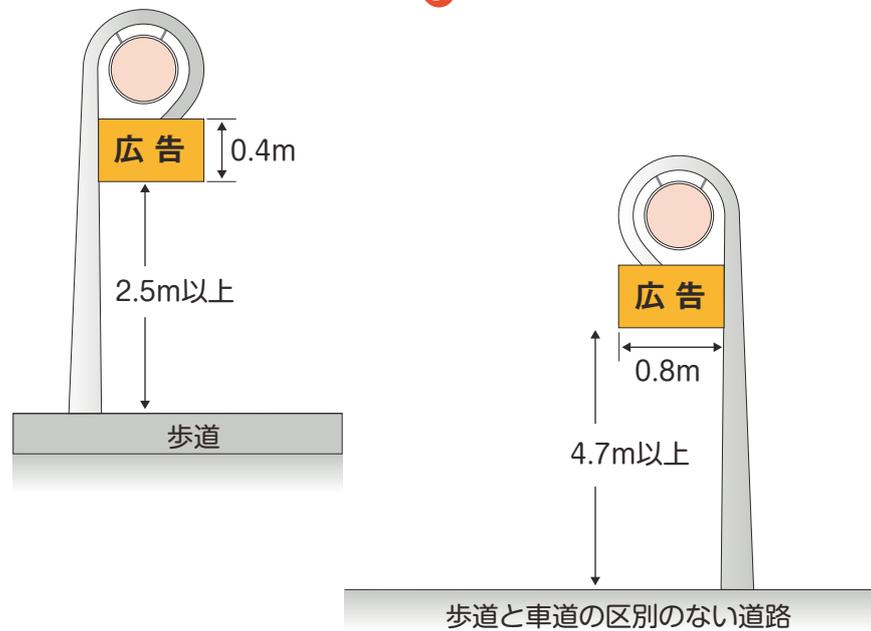
許可基準（第1種・第2種特別規制地域 共通）

■自家広告物・案内図板共通

◆つり下げもの

- ・表示規格は、縦0.4m以下、横0.8m以下
- ・下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では、地上4.7m以上
- ・個数は、1本につき1個

消火栓
標識柱



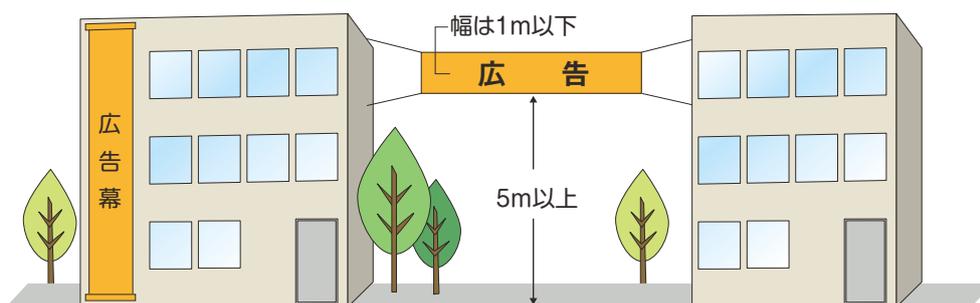
種類別

許可基準（第1種・第2種特別規制地域 共通）

■自家広告物

◆道路を横断するもの

幅1 m以下で、下端は地上
5 m以上であること



広告幕・
広告網

◆壁面又は塀を利用するもの

・表示面積

<壁面又は塀の1面の面積が300㎡未満の場合>

その壁面又は塀の面積の1/5以内。ただし、それが15㎡未満のときは15㎡まで可

<壁面又は塀の1面の面積が300㎡以上の場合>

その壁面又は塀の面積の1/10以内。ただし、それが60㎡未満のときは60㎡まで可

・壁面を利用する場合

壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないこと

・塀を利用する場合

塀の上端及び両側端から突き出ないものであること

4-4

第1種
普通規制



無許可や許可基準に違反する広告物を設置した場合は、行政指導を行います。

この規制地域のポイント

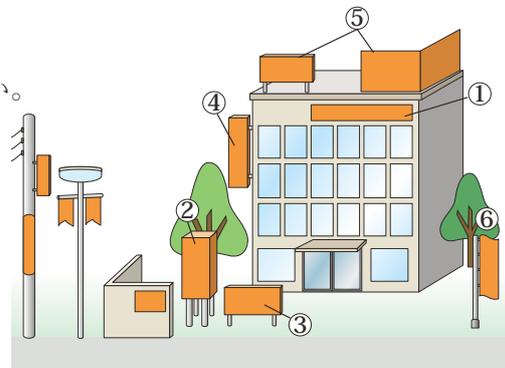
- ・用途地域等一定の規制が必要な地域
- ・広告物全般について設置可能。適用除外広告物（p.32）を除いて許可申請が必要

許可の基準

第1種普通規制地域では、広告物を設置等する前に許可申請する必要があります。
許可基準は共通基準（右ページ）及び種類別の個別基準に適合する必要があります。

○種類別個別基準

次の種類以外の広告物は p.22 ~ 25 をご確認ください。



①壁面を利用した広告物

- ・壁面の端から突き出ない
- ・窓や開口部を覆わない
- ・表示面積は1/5以内、または15㎡以内（壁面の面積が300㎡未満の場合）



②広告塔

- ・3面以上表示があるもの



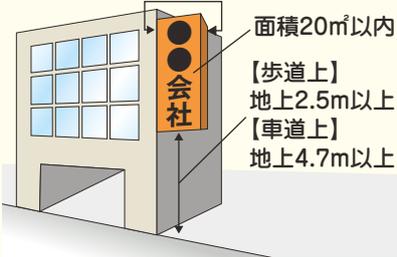
③広告板

- ・1面又は表裏表示のもの
合計面積30㎡以内



④壁面から突き出す広告物

出幅1.5m以下



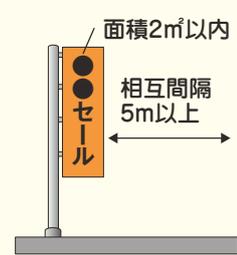
⑤屋上広告物

- ・看板の高さは建物の高さの2/3以下、かつ高さ15m以下
- ・建物の幅をはみ出さない
- ・木造建築物には設置できない



⑥のぼり

- ・面積2㎡以内
- ・相互間隔5m以上



自家広告物等で許可申請不要な場合（適用除外）

次の2つの条件を満たす広告物を「自家広告物」といいます。一つの事業所等当たりの表示面積が合計10㎡以内の場合は、許可を受けずに設置等できます。

- ① 自己の事業所等がある建物やその敷地内に設置するもの
- ② 自己の氏名、店名や事業内容を表示するもの

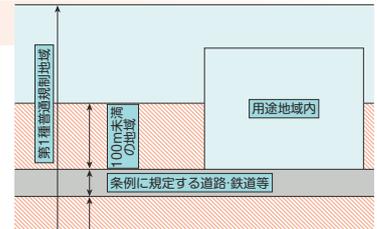


■ 共通基準

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

■ 後退距離規制適用地域

第1種普通規制地域内で用途地域以外の場所のうち、条例・告示で規定する道路、鉄道からの距離が100m未満の地域。これらの地域で設置できる野立て広告物は、案内図板に限られます。



<許可基準（概要）>

許可には、共通基準（上記）及び以下の基準（概要）に適合する必要があります。申請の際は、別途詳細「野立て案内図板設置の手引～設置許可の基準と考え方～」（URL:https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_001/029/825/e_nodateannaizu.pdf）をご確認ください。

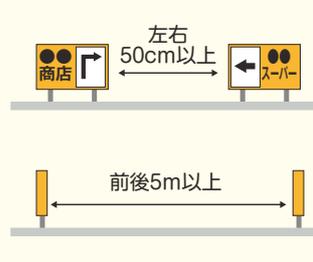


設置要件・案内距離

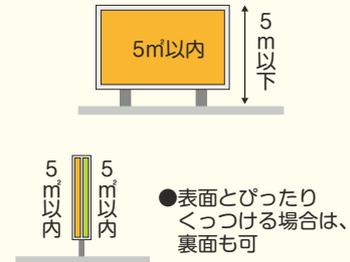


- 案内先が主要な道路に接していないなど、やむを得ない場合に設置

相互間隔



高さ・面積



協同看板(5者以上で表示する場合)



表示内容



- 写真や絵に、文字や地図・矢印を重ねない

※動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く）は使用不可

4-5

第2種
普通規制



無許可や許可基準に違反する広告物を設置した場合は、行政指導を行います。



この規制地域のポイント

- ・活発な都市活動が展開されている地域
- ・広告物全般について設置可能。適用除外広告物（p.32）を除いて許可申請が必要

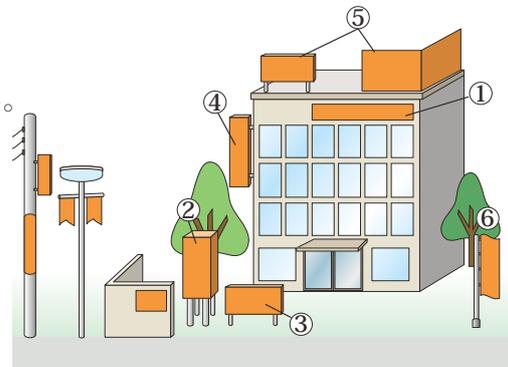
■ 許可の基準

第2種普通規制地域では、広告物を設置等する前に許可申請する必要があります。

許可基準は共通基準（右ページ）及び種類別の個別基準に適合する必要があります。

○種類別個別基準

次の種類以外の広告物は p.22 ~ 25 をご確認ください。



① 壁面を利用した広告物

- ・壁面の端から突き出ない
- ・窓や開口部を覆わない
- ・表示面積は1/5以内、または15㎡以内（壁面の面積が300㎡未満の場合）



② 広告塔

- ・3面以上表示があるもの



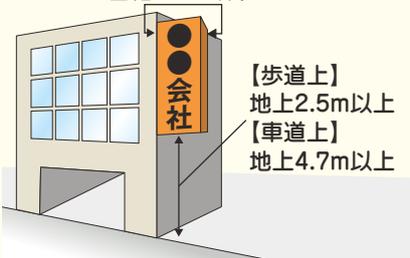
③ 広告板

- ・1面又は表裏表示のもの合計面積30㎡以内



④ 壁面から突き出す広告物

出幅1.5m以下



【歩道上】
地上2.5m以上
【車道上】
地上4.7m以上

⑤ 屋上広告物

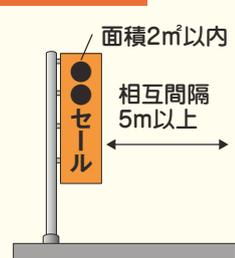
- ・看板の高さは建物の高さの2/3以下、かつ高さ15m以下
- ・建物の幅をはみ出さない
- ・木造建築物には設置できない



⑥ のぼり

面積2㎡以内

相互間隔
5m以上



■ 自家広告物等で許可申請不要な場合（適用除外）

次の2つの条件を満たす広告物を「自家広告物」といいます。一つの事業所当たりの表示面積が合計20㎡以内の場合は、許可を受けずに設置等できます。

- ① 自己の事業所等がある建物やその敷地内に設置するもの
- ② 自己の氏名、店名や事業内容を表示するもの

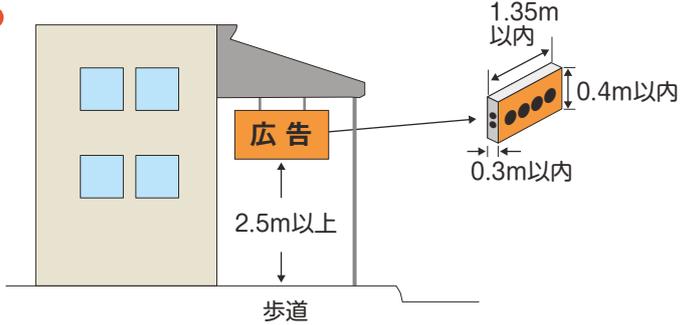
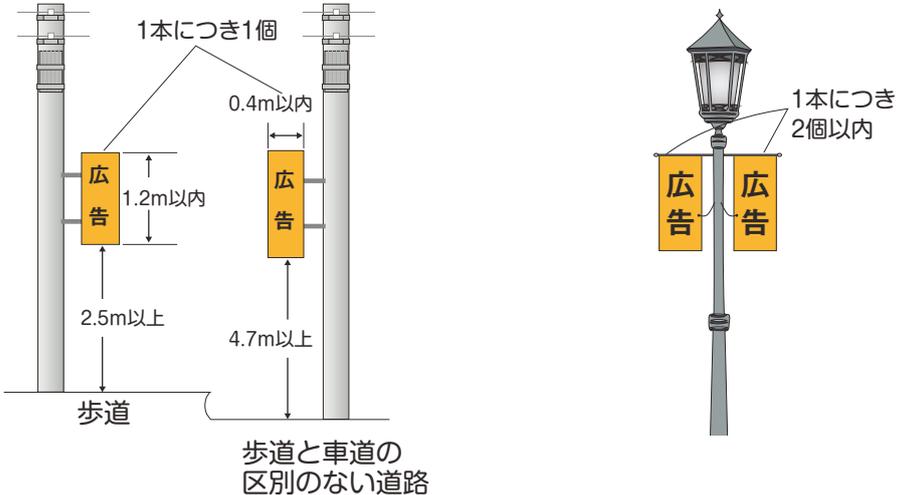


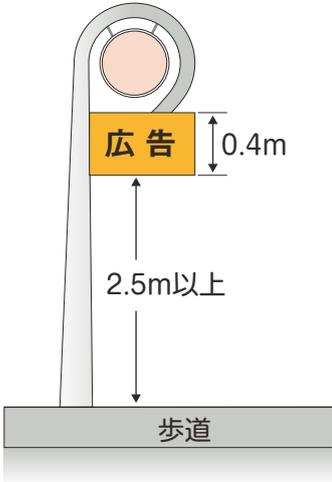
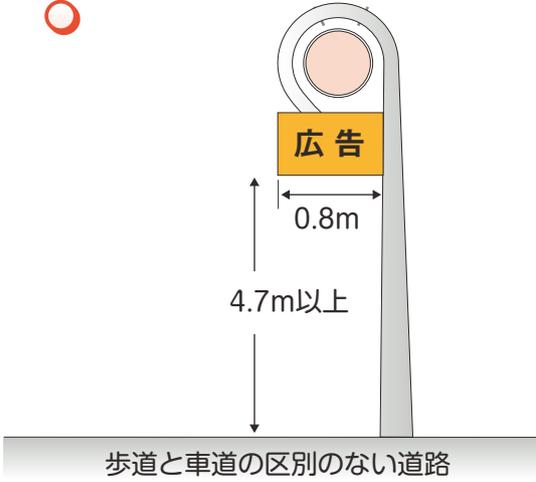
■ 共通基準

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

4-6 普通規制地域におけるその他の種類の広告物の基準

普通規制地域において、p.18～21で掲げている種類以外の広告物の許可基準です。

種類別	許可基準
アーケード	<p>○第1種・第2種普通規制地域共通</p> <div data-bbox="416 416 1198 629" style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・表示規格は、縦 0.4m以下、横 1.35m以下、幅 0.3m以下とし、同一街区においては同一規格であること ・下端は、地上 2.5m以上であること </div> 
電柱、街灯柱等	<p>○第1種・第2種普通規制地域共通</p> <div data-bbox="469 1061 1358 1496" style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>◆突き出すもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示規格は、縦 1.2m以下、横 0.4m以下 ・下端は、歩道と車道の区分のある歩道上では地上 2.5m以上、歩道と車道の区分のない道路上では地上 4.7m以上 ・街灯柱を利用する場合の個数は、1本につき2個以内 ・街灯柱以外のものを利用する場合の個数は、1本につき1個 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="491 1503 783 1547" style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 2px 5px; background-color: #e85c33; color: white;">街灯柱以外(電柱等)</div> <div data-bbox="1038 1503 1262 1547" style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 2px 5px; background-color: #e85c33; color: white;">街灯柱</div> </div> 

種類別	許可基準
電柱、 街灯柱等	<p>○第1種・第2種普通規制地域共通</p> <div data-bbox="507 472 995 712" style="border: 1px solid orange; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>◆巻き付けるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電柱等1本当たりの表示面積の合計は、1㎡以内 </div> <div data-bbox="1070 389 1246 909" style="text-align: center;">  </div>
消火栓 標識柱	<p>○第1種・第2種普通規制地域共通</p> <div data-bbox="464 1070 1353 1518" style="border: 1px solid orange; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>◆つり下げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示規格は、縦 0.4m以下、横 0.8m以下 ・下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上 2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では、地上 4.7m以上 ・個数は、1本につき1個 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="456 1480 788 1962" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="842 1480 1378 1962" style="text-align: center;">  </div> </div>

種類別	許可基準
広告幕・ 広告網	<div data-bbox="496 383 1129 786" style="border: 2px solid orange; border-radius: 50%; padding: 20px; text-align: center;"> <p>◆道路を横断するもの</p> <p>○第1・2種普通規制地域共通</p> <p>幅1m以下で、下端は地上5m以上であること</p> </div> <div data-bbox="454 824 1385 1126" style="text-align: center; margin-top: 20px;"> </div>

種類別	許可基準
広告幕・ 広告網	<div data-bbox="438 347 1321 817" style="border: 2px solid orange; border-radius: 50%; padding: 20px; margin-bottom: 20px;"> <p>◆壁面又は塀を利用するもの</p> <p>○第1・2種普通規制地域共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面を利用する場合 壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないこと ・塀を利用する場合 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること </div> <div data-bbox="534 840 1276 1294" style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> </div> <div data-bbox="422 1317 1375 1998" style="border: 2px solid orange; border-radius: 50%; padding: 20px;"> <p>○第1種普通規制地域のみ</p> <p>表示面積</p> <p><壁面又は塀の1面の面積が300㎡未満の場合> その壁面又は塀の面積の1/5以内。ただし、それが15㎡未満のときは15㎡まで可</p> <p><壁面又は塀の1面の面積が300㎡以上の場合> その壁面又は塀の面積の1/10以内。ただし、それが60㎡未満のときは60㎡まで可</p> <p>○第2種普通規制地域のみ</p> <p>表示面積</p> <p>壁面又は塀の1面の面積にかかわらず、その壁面又は塀の面積の1/5以内。ただし、それが15㎡未満のときは15㎡まで可</p> </div>

4-7

広告景観保全地区 (伊豆縦貫自動車道関連)

無許可や許可基準に違反する広告物を設置した場合は、行政指導を行います。



この保全地域のポイント

- ・伊豆半島の良好な景観を保全するため、設置基準の上乗せを行っている。

■ 地区の特徴

特別規制地域と同じく、原則屋外広告物の設置を禁止する地域で、自家広告物・案内図板（上乗せ有り）（許可申請必要）、適用除外広告物（p.32 許可申請不要）のみ設置可能

■ 設置基準の上乗せの有無

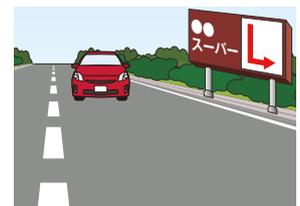
区分	自家広告物	案内図板
特別規制地域の基準からの上乗せ有無	上乗せ無し (基準は p.10 ~ 13 参照)	上乗せ有り

■ 共通基準

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

■ 案内図板

目的地への誘導のために設置する広告物を「案内図板」といいます。
保全地区では、原則案内図板の設置は出来ませんが、**事業所等が主要な道路に接していない場合などやむを得ず設置する場合は、許可申請が必要です。**



<案内図板許可基準（野立て(概要)>

許可には、共通基準（左ページ）及び以下の基準に適合する必要があります。申請の際は、別途当該の土木事務所又は市役所に詳細をご確認ください。なお、特別規制地域の基準から上乘せされている基準は、赤枠で表示している箇所です。

(面積)

- ・片面 3㎡以内
- ・両面をぴったり付ける場合は、裏面も表示可

(協同で表示)

5者以上で表示する場合、1者2㎡以内、合計10㎡以内

(案内表示)

- ・板面の 1/3 以上
- ・地図又は矢印を必ず表示

(脚の色)

- ・ダークブラウン
(色相10YR、明度2、彩度1)

(板面の色)

- ・焦げ茶系色

(電飾設備)

動光、点滅照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く。）等は使用できない。

地: 1色 (+案内表示1色)
(色相10YR、明度3~6、彩度1~6)

文字・地図・矢印: 3色以内
(色相10YR、明度8以上)

(板面の長さ)

- ・縦 1.5m 以下
- ・縦 < 横

(高さ)

- ・地上 5m 以下

(表示内容)

- ・写真、絵、広告（サービス内容、商品名等）は表示しない

【設置場所】

(道のり)

(相互間隔)

(正面から見た図)

(横から見た図)

(板面の角度)

(その他)

各IC近くへの設置が望ましい。

4-8

広告景観保全地区 (伊豆西南海岸)

無許可や許可基準に違反する広告物を設置した場合は、行政指導を行います。



この保全地域のポイント

- ・美しい海岸景観を保全するため、設置基準の上乗せを行っている。

■ 地区の特徴

特別規制地域と同様、原則屋外広告物の設置を禁止する地域で、自家広告物（上乗せ有り）・案内図板（上乗せ有り）（許可申請必要）、適用除外広告物（p.32 許可申請不要）のみ設置可能

■ 自家広告物

次の2つの条件を満たす広告物を「自家広告物」といいます。

- ① 自己の事業所等がある建物やその敷地内に設置するもの
- ② 自己の氏名、店名や事業内容を表示するもの

<許可基準（一部）>

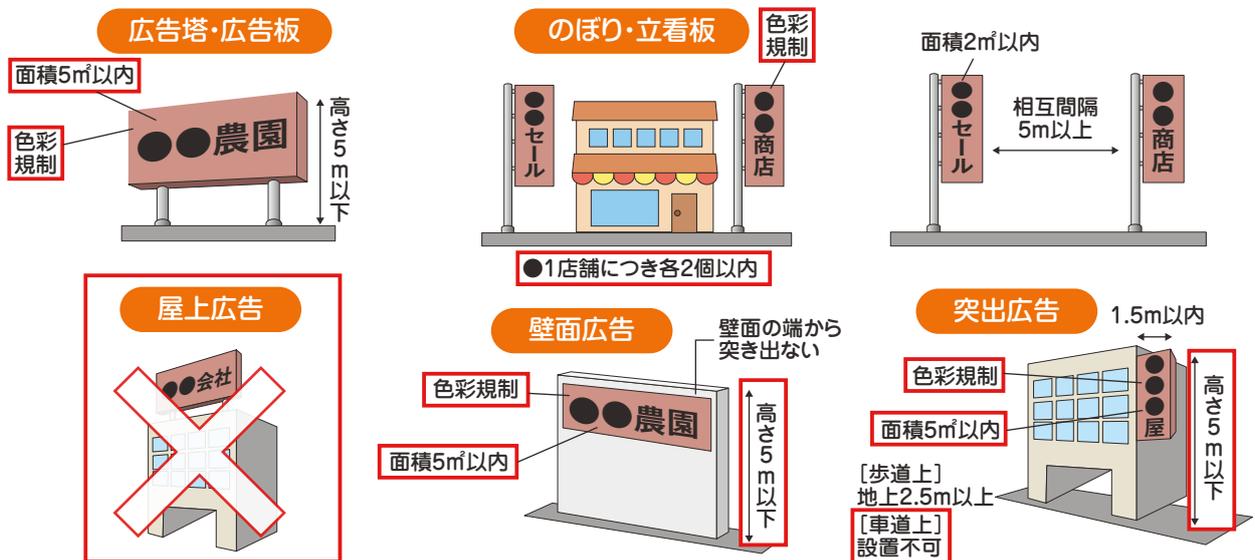
一つの事業所等当たりの表示面積が合計5㎡を超える場合は、設置等の前に許可申請が必要です。許可には、共通基準（右ページ）及び個別基準に適合が必要です。特別規制地域の基準から上乗せされている基準は、赤字又は赤枠で表示している箇所です。

<個別基準>

総量規制：1つの敷地内の表示面積の合計は10㎡以内

色彩規制等①：基調色は、自然材料を使用した場合は素材の色、その他の場合は、色相10YR、かつ明度3以上6以下、彩度1以上6以下。使用する色彩は、基調色以外は2色以内

色彩規制等②：動光又は光の点滅を伴うものでないこと。光源を使用する場合は、光源が白色系のものであること。



■ 共通基準

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。
- (8) 色彩及び形態が周辺の風致又は景観と著しく不調和なものではないこと。

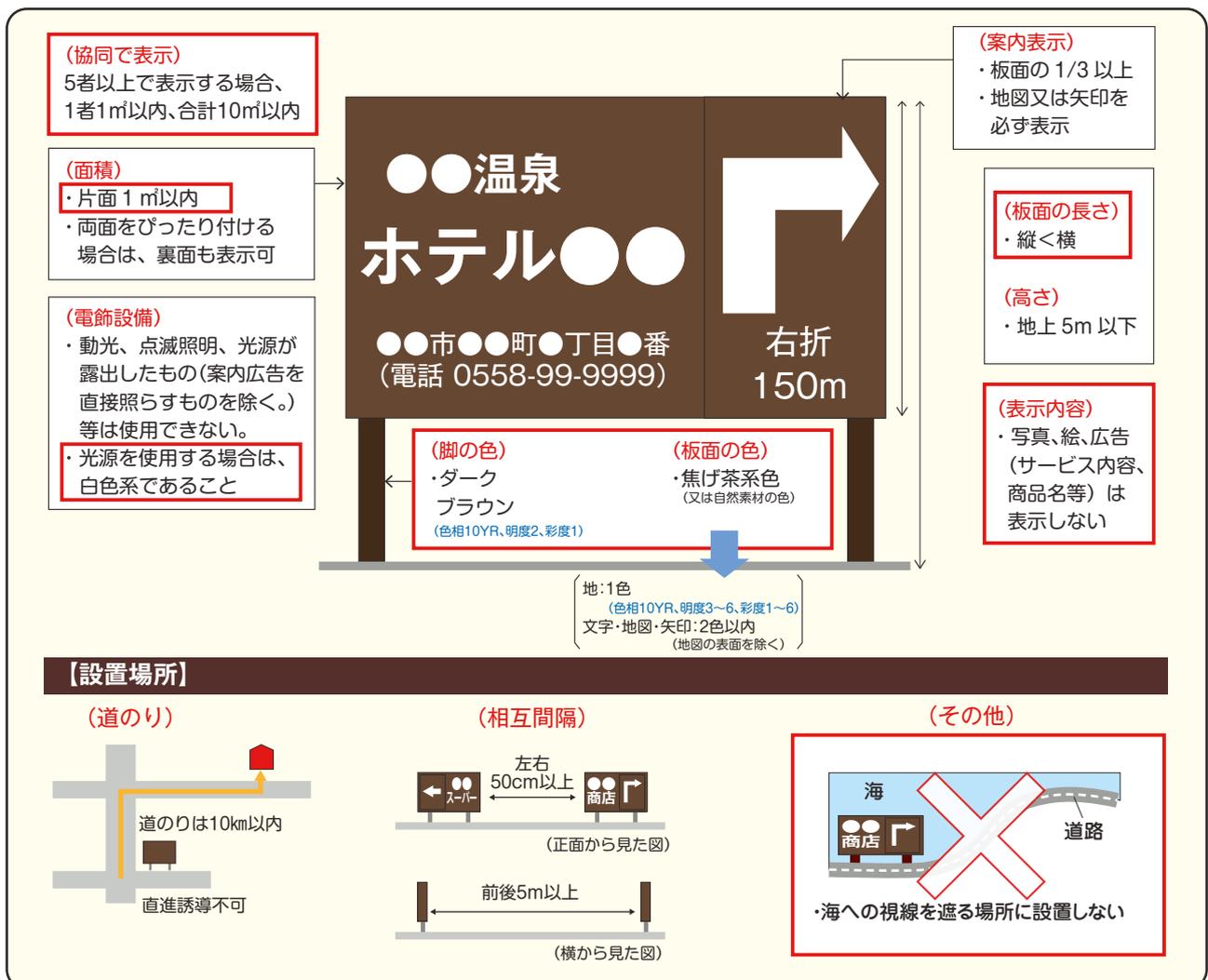
■ 案内図板

目的地への誘導のために設置する広告物を「案内図板」といいます。

保全地区では、原則案内図板の設置は出来ませんが、事業所等が主要な道路に接していない場合などやむを得ず設置する場合は、許可申請が必要です。

<許可基準（野立て（概要））>

許可には、共通基準（上記）及び以下の基準に適合する必要があります。申請の際は、下田土木事務所にて詳細をご確認ください。なお、特別規制地域の基準から上乘せされている基準は、赤枠で表示している箇所です。



4-9 禁止事項（禁止物件、禁止広告物）

■ 禁止物件

次の物件には、規制地域の内外に関わらず原則として広告物を表示・設置することは禁止されています。

○橋
○トンネル
○高架構造物
○道路路面

○分離帯及び
地下道の
昇降口の上屋
○石垣
○擁壁

○街路樹
○路傍樹
○保存樹
○保存樹林

○信号機
○道路標識
○道路上の柵
○駒止、里程標
○カーブミラー
○パーキングチケット発給設備

○消火栓
○火災報知機
○望楼
○警鐘台

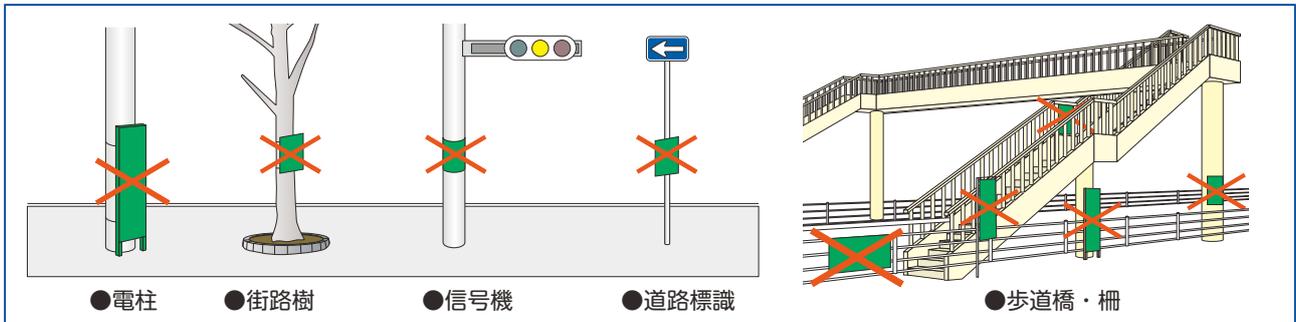
○郵便ポスト
○電話ボックス
○路上に設ける
変圧器

○送電塔
○送受信塔
○照明塔

○煙突
○ガスタンク
○水道タンク

○銅像
○神仏像
○記念碑

○電柱・街灯柱
(はり紙、はり札、
立看板等の
禁止)



< 禁止物件への表示・設置が可能な場合 >

次の場合は例外的に禁止物件への広告物の表示・設置が可能となります。表示・設置に際しての許可申請も不要です。

法令で規定	選挙運動のための表示	寄贈者名の表示	地下施設のための表示
法令の規定により表示する場合	公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、はり紙等を表示する場合	公益上必要な施設に寄贈者名等を表示する場合 ※平面面積の1/5以内 かつ0.5㎡以内	水道管、ガス管等地下に埋没した公共的な施設を管理するため、路面に表示する場合

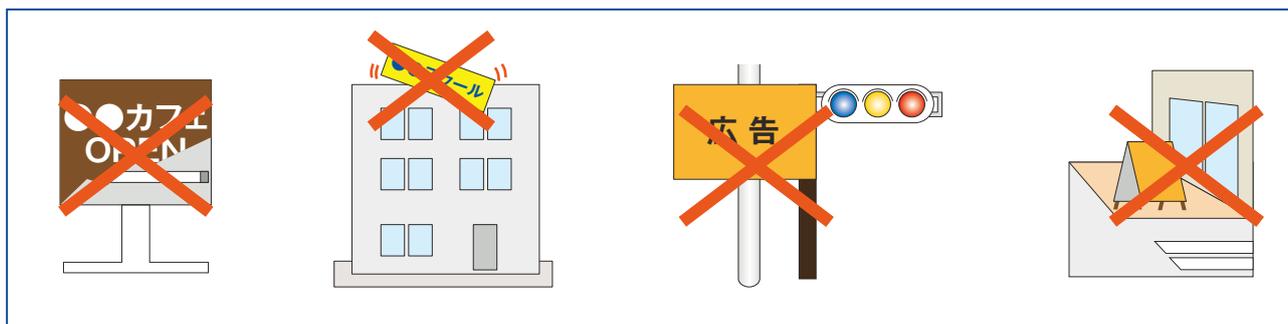
管理上の広告物

所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する場合（道路路面や電柱・街灯柱等へのはり紙・はり札等の表示・設置は除く）

■ 禁止広告物

次の広告物は、表示・設置することは禁止されています。

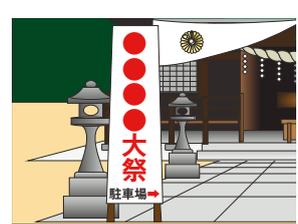
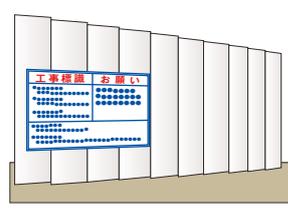
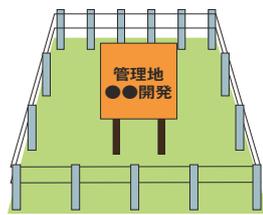
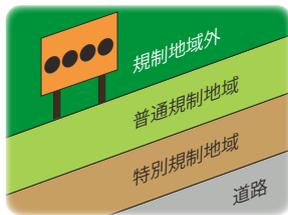
- 著しく破損し、又は老朽化したもの
- 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの
- 交通の安全を阻害するもの



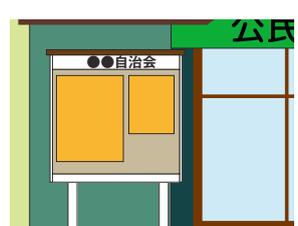
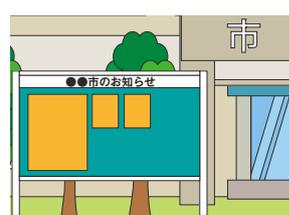
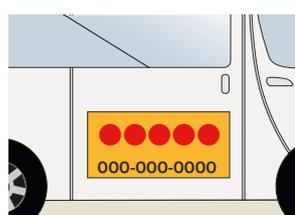
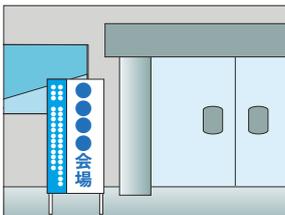
4-10 表示・設置に許可申請が不要な場合（適用除外広告物）

次の場合は、表示・設置に際して許可申請が不要となります。ただし、禁止事項に当たる場合は、原則設置は出来ません。

規制地域外への設置	管理広告物	工事現場の板塀等	祭礼等一時的設置
規制地域（広告景観保全地区、特別・普通規制）以外の場所に設置等する場合	所有又は管理する土地、物件に、管理上の必要に基づき設置等する場合 ※表示面積は5㎡以内	板塀、仮囲い等に設計者、施工者等の氏名、商標等を工事期間中表示等する場合 ※平面面積の1/20以内	冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に設置等する場合



催し敷地内への設置	車両、船舶への表示	公共掲示板への表示	町内会等の掲示板
講演会、展覧会、音楽会等のため、会場のある敷地内に設置等する場合	電車・乗合自動車を除く車両、船舶等に設置等する場合	地方公共団体が設置した掲示板にポスター等を表示等する場合	町内会、自治会等団体が掲示板を設置等する場合 ※高さは5m以内 ※表示面積は5㎡以内



区分	自家広告物の要件	面積要件	
		規制地域	表示面積(注)
自家広告物 	次の2つの条件を満たす広告物 ①自己の事業所等がある建物やその敷地内に設置するもの ②自己の氏名、店名や事業内容を表示するもの	特別規制地域・広告景観保全地区	5㎡以内
		第1種普通規制地域	10㎡以内
		第2種普通規制地域	20㎡以内

(注) 一つの事業所等当たりの表示面積の合計

5 設置までに何をすればいいのか？

5-1 設置までの流れ

申請先が、県の場合の流れ等を記載しています。各市の具体的な取扱いは、各市役所にお問い合わせください (p.66 ~ 68)。

設置に許可申請が必要な広告物について、設置までの流れは次のとおりです。

設置計画

- ・ 設置する場所の規制地域や設置基準を確認の上、計画してください。
- ・ 他法令^{注1}に基づく規制がある場合は、他法令の事前相談も同時期に行う必要があります。

事前相談

許可申請 (5-2参照)

- ・ 申請書に必要な書類を添付の上、2部 (正・副) 提出ください。

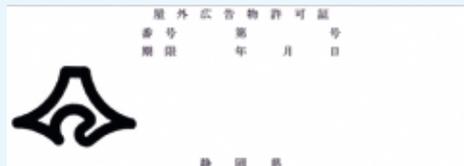
(審査・許可)

- ・ 基準に適合しない内容などに対して、修正がある場合があります。
- ・ 県土木事務所への申請の場合、標準処理期間は25日となっています。(土日祝を含む。補正の期間中は除きます。)
- ・ 許可された場合、通知と許可証票 (銀シール) が郵送で交付されます。
- ・ 許可が認められない場合は、不許可の決定通知が送付されます。

工事施工、設置完了

- ・ 許可期間が開始してから、広告物の設置ができます。
- ・ 設置が完了したら、交付した許可証票 (銀シール) を見やすい場所に貼り付けてください。
- ・ はり紙、はり札、広告旗、立看板については証印を押印します。

<証票 (銀シール)>



<証印>



変更・更新・除却等 (6-1参照)

- ・ 許可された内容に変更が生じたとき、許可期間を更新するとき、除却したときには申請が必要です。

■注1 他法令に基づく規制

- ・屋外広告物制度以外にも法令により定められた規制があり、手続が必要な場合があります。
- ・主なものをご紹介します。

手続	内容	窓口
道路占用許可申請	道路上に広告物を設置する場合	道路管理者（国・県・市・町）
道路使用許可申請	工事等で道路を使用する場合	所轄警察署交通課
工作物確認申請	高さが4mを超える広告物の場合など	指定確認検査機関等
自然公園における申請	自然公園区域内に広告物を設置する場合	県自然保護課等
地区計画の区域内における行為の届出書	屋外広告物の設置が届出対象となっている場合	都市計画担当課（市・町）

5-2 許可申請

■ 許可申請に必要な提出書類（2部：正本1部、副本1部）

- ・設置場所により提出書類、申請先が異なります。
- ・町に設置する場合は、下表の書類を添付してください。
- ・市に設置する場合は、必要な書類が異なる場合があるため、各市のホームページ等でご確認ください（連絡先は p.66～68）。

NO.	種類	備考
1	許可申請書 （施行規則様式第1号の4）	・記名押印又は本人による署名が必要 ・法人による申請（記名押印）の場合、代表者印が必要
2	案内図	・住宅地図等 ※案内図板の場合、設置場所、案内する事業所等の場所、設置場所から案内先への経路・距離、案内図を表示する方向を記入してください。
3	仕様書・設計図	・高さ・面積・構造のわかるもの
4	色彩・意匠を表す図面	・仕様書・設計図と兼ねても可 ※案内図板の場合、案内表示部分及び写真・絵の部分を図示し、それぞれの面積、地の色彩をマンセル値で記入してください。
5	設置場所のカラー写真	※案内図板の場合、隣接する看板との相互間距離が確保されていることがわかるもの
6	静岡県収入証紙	・広告物の種類や面積により金額が異なります。 ^{注2}
以下は該当する場合のみ添付してください		
7	使用承諾書の写し	・他人が所有・管理する土地・建物等に表示する場合
8	道路占用許可証の写し	・道路を占有する場合
9	工作物確認済証の写し	・高さが4mを超える広告物が対象 （確認済証がない場合は、申請先にご相談ください）
10	堅ろうな広告物等の管理者設置届 （施行規則様式第6号）	・高さが4mを超える広告物が対象 ・管理者になるためには、必要な資格があります。 ^{注3} ・資格証のコピーを添付

注2 手数料、許可期間

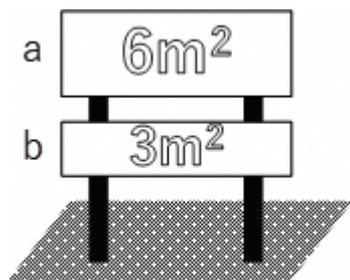
- ・屋外広告物の種類と表示面積に応じた手数料の金額を、申請時に納付する必要があります。
- ・静岡県収入証紙は、県総合庁舎、市役所、町役場の窓口のほか、郵送でも購入が可能です。

区分	種類	金額	許可期間（上限）
第1種	広告板、広告塔など（第3種除く）	5㎡ごとに 1,330円	2年
第2種	はり札、のぼり、立て看板	1枚ごとに 130円	30日
第3種	照明装置のある広告物	5㎡ごとに 1,590円	2年
第4種	はり紙	100枚ごとに 390円	30日
第5種	電柱等への巻き付け広告物など	1個（1組） 260円	2年

- ・第1種、第3種の広告物で、工作物確認のある場合は、許可期間は3年にすることができます。この場合、手数料の金額は単価が1.5倍（それぞれ1,995円、2,385円）となります。

●手数料算出事例

〈例1〉



【aとbの広告主が同一の場合】…合計面積に対する手数料

$$6\text{m}^2 + 3\text{m}^2 = 9\text{m}^2$$

面積の1の位を5の単位で切上げて計算

$$9\text{m}^2 \rightarrow 10\text{m}^2 \quad 10\text{m}^2 \div 5\text{m}^2 \times 1,330\text{円} = 2,660\text{円}$$

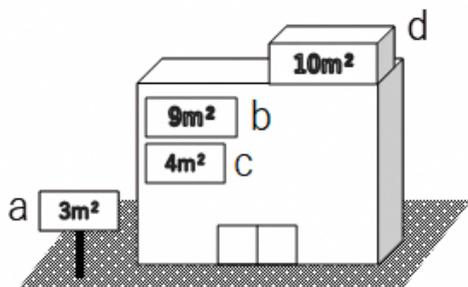
【aとbの広告主が異なる場合】…それぞれの手数料

$$a \quad 6\text{m}^2 \rightarrow 10\text{m}^2 \quad 10\text{m}^2 \div 5\text{m}^2 \times 1,330\text{円} = 2,660\text{円}$$

$$b \quad 3\text{m}^2 \rightarrow 5\text{m}^2 \quad 5\text{m}^2 \div 5\text{m}^2 \times 1,330\text{円} = 1,330\text{円}$$

$$\text{合計} \quad 2,660\text{円} + 1,330\text{円} = 3,990\text{円}$$

〈例2〉異なった種類の広告の同時申請



種類ごとの面積によりそれぞれ算出。

$$a \text{ (野立)} \quad 3\text{m}^2 \rightarrow 5\text{m}^2 \quad 5\text{m}^2 \div 5\text{m}^2 \times 1,330\text{円} = 1,330\text{円}$$

$$b, c \text{ (壁面)} \quad 9\text{m}^2 + 4\text{m}^2 = 13\text{m}^2$$

$$13\text{m}^2 \rightarrow 15\text{m}^2 \quad 15\text{m}^2 \div 5\text{m}^2 \times 1,330\text{円} = 3,990\text{円}$$

$$d \text{ (屋上)} \quad 10\text{m}^2 \rightarrow 10\text{m}^2 \quad 10\text{m}^2 \div 5\text{m}^2 \times 1,330\text{円} = 2,660\text{円}$$

$$\text{合計} \quad 1,330\text{円} + 3,990\text{円} + 2,660\text{円} = 7,980\text{円}$$

■注3 堅ろうな広告物

- ・高さが4 mを超える広告物を堅ろうな広告物と言います。
- ・安全性の確保を目的として、設置する際は工作物確認が必要となります。既設の物件に表示する場合で確認済証がない場合は、申請先に御相談ください。
- ・次のいずれかの資格を持つ管理者を設置し、申請時に設置届を提出する必要があります。

- ①静岡県知事の登録を受けた屋外広告業者
- ②屋外広告士
- ③屋外広告物講習会修了者（全国どこの自治体の講習会修了者でも可）
- ④広告美術仕上げ技能士等

点検者の資格要件とは
異なります（p.44）

※屋外広告物講習会

- ・各都道府県、政令指定都市、中核市が実施する業務主任者に関する講習会。
- ・県内で営業を営む屋外広告業者は、営業所ごとに業務主任者を置かなければならず、屋外広告物講習会の修了者は、業務主任者となることができます。
- ・静岡県内での例年の開催時期は以下のとおりです。詳しくはHPをご覧ください→
【静岡県】…11月頃、【静岡市】…1月頃、【浜松市】…6～7月頃



URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/keikan/okugaikokoku/1029826.html#group1>

6 申請後に何をすればいいのか？

6-1 申請後の手続や義務

許可を受けた屋外広告物について、申請後の手続や義務は次のとおりです。

1 広告物や届出情報を変更する場合に

変更手続※ (6-2①、③参照)

- ・許可を受けた屋外広告物や届出情報を変更する場合には、変更許可や届出の手続をしてください。
- ・着工前までに変更許可が必要です。

2 許可期間満了前に

更新手続※ (6-2②参照)

- ・許可期間満了後も引き続き表示する場合には、許可期間満了前に更新の手続をしてください。
- ・なお、期間満了の2か月前程度を目安に更新手続のご案内を送付します。

※書類に不備等がない場合、書類受付から許可がおりるまでの日数の目安は、25日です。
(静岡県許認可事務処理規程の標準処理期間)

3 屋外広告物が不要となった場合に

除却義務 (6-3参照)

- ・許可を受けた屋外広告物が不要となった場合、遅延なく除却してください。
- ・除却後は除却届の提出をお願いします。

4 屋外広告物の安全管理・安全点検の実施義務

安全管理義務 (6-4参照)

- ・屋外広告物は、雨や風、強い日差しなどの厳しい自然環境にさらされており、常に落下や倒壊等の事故の危険性があるため、安全管理が欠かせません。
- ・屋外広告物の設置者や管理者は、定期的な安全点検や清掃、修繕などのメンテナンスを行い、屋外広告物の適正な維持管理に努めなければなりません。

6-2 変更・更新手続 ～変更する場合、許可期間以降も設置を続けたい場合は申請が必要です～

① 屋外広告物の変更許可の手続

許可を受けた屋外広告物を変更、改造するときは、変更許可申請が必要です。変更許可を受けるまでは、変更、改造に着手できません。なお、「軽微な変更又は改造」に該当する場合、変更許可申請は不要です。詳細は、申請窓口にお問い合わせください。

＜軽微な変更又は改造＞

- ・ 広告物又は掲出物件の色彩、意匠又は形状に変更を加えない程度に修繕し、補強し、又は塗り替えること
- ・ 広告物又は掲出物件の位置及び形状を変更することなく、興行等の内容を表示する広告物を定期的に変更すること

■変更手続に必要な提出書類（2部：正本1部、副本1部）

NO.	種類	備考
1	屋外広告物変更・改造許可申請書 (施行規則様式第3号)	・ 記名押印又は本人による署名が必要 ・ 法人による申請（記名押印）の場合、代表者印が必要
2	案内図	・ 住宅地図等 ※案内図板の場合、設置場所、案内する事業所等の場所、設置場所から案内先への経路・距離、案内図を表示する方向を記入してください。
3	仕様書・設計図	・ 高さ・面積・構造のわかるもの ・ 変更前後を比較できるもの
4	色彩・意匠を表す図面	・ 仕様書・設計図と兼ねても可 ・ 変更前後を比較できるもの ※案内図板の場合、案内表示部分及び写真・絵の部分を図示し、それぞれの面積、地の色彩をマンセル値で記入してください。
5	現状(変更前)の広告物のカラー写真	※案内図板の場合、隣接する看板との相互間距離が確保されていることがわかるもの
6	使用承諾書	・ 設置場所が他人の所有又は管理地である場合に必要 ・ 写しでも可
7	静岡県収入証紙	・ 金額は、新規許可申請の1/2 (p.36 参照)

② 屋外広告物の許可期間更新の手続

許可を受けた屋外広告物の許可期間を更新するときは、許可期間が満了する前に許可期間更新申請の手続が必要です。許可期間が満了した後で申請されたものは、更新の許可をすることができませんので、十分ご注意ください。許可期間の更新と合わせて上記①の変更をする場合（これから変更するものに限る。）は、許可期間更新申請書に変更申請の必要書類も添付してください。

■更新手続に必要な提出書類（2部：正本1部、副本1部）

NO.	種類	備考
1	屋外広告物許可期間更新申請書 (施行規則様式第2号)	・ 記名押印又は本人による署名が必要 ・ 法人による申請（記名押印）の場合、代表者印が必要
2	広告物のカラー写真	・ 申請前1か月以内に撮影したもの ・ 申請広告物が全て写っているもの
3	屋外広告物点検報告書 (施行規則様式第2号の2)	・ 申請前3か月以内に行ったもの ・ 堅ろうな広告物の場合、堅ろうな広告物等の点検資格者 (p.44 参照) が実施したもの (資格証のコピーを添付)
4	使用承諾書	・ 設置場所が他人の所有又は管理地である場合に必要 ・ 写しでも可
5	静岡県収入証紙	・ 金額は、新規許可申請と同額 (p.36 参照)

③ 届出情報の変更届出の手續

堅ろうな広告物等の管理者の変更、屋外広告物の設置者の変更、屋外広告物の滅失など、届出情報に変更が生じたときは、各種届出の手續が必要です。

■堅ろうな広告物等の管理者を変更したときに必要な提出書類（2部：正本1部、副本1部）

NO.	種類	備考
1	堅ろうな広告物等の管理者 設置・変更届（施行規則様式第6号）	・管理者を別の法人や個人に変更するときに必要 ・堅ろうな広告物とは、建築基準法による工作物の確認申請が必要な4m超の広告物
2	資格を証する書面の写し	・堅ろうな広告物の管理者資格 登録屋外広告業者、屋外広告士、屋外広告物講習会修了者 (全国どこの自治体の講習会修了者でも可)、広告美術仕上げ技能士等

■屋外広告物の設置者を変更したときに必要な提出書類（2部：正本1部、副本1部）

NO.	種類	備考
1	屋外広告物設置者変更届 (施行規則様式第7号)	・設置者（申請者）を別の法人や個人に変更するときに必要

■屋外広告物の設置者、堅ろうな広告物の管理者の氏名、住所、名称を変更したときに必要な提出書類（2部：正本1部、副本1部）

NO.	種類	備考
1	屋外広告物設置者・堅ろうな広告物 等の管理者の氏名・名称・住所 変更届 (施行規則様式第8号)	・設置者や管理者の氏名や社名の変更、転居や移転による 住所変更となるときに必要

■屋外広告物が滅失したときに必要な提出書類（2部：正本1部、副本1部）

NO.	種類	備考
1	屋外広告物滅失届 (施行規則様式第9号)	・老朽化等の理由により屋外広告物が自立できなくなり、 滅失したときに必要

■屋外広告物の広告表示のみを撤去し、掲出物件を一時的に存置したいときに必要な提出書類
(2部：正本1部、副本1部)

NO.	種類	備考
1	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・記名押印又は本人による署名が必要 ・法人による申請（記名押印）の場合、代表者印が必要

<野立ての案内図板等の掲出物件に係る取扱いについて>

以下の規制地域において、野立ての案内図板等の除却に当たっては、掲出物件（支柱など）も合わせて撤去することとなっています。

- ・特別規制地域
- ・後退距離規制適用地域

ただし、広告表示などの板面を撤去した後に、当該掲出物件に新たな広告を表示することもあるため、設置者から誓約書が提出された場合は、掲出物件の一時的な存置が認められるものとして取扱っています（板面を撤去した日から6か月以内に限る）。

なお、誓約書の提出により掲出物件を存置する場合は、以下の事項にご注意ください。

- ①新たな広告を表示する際には、新規の許可申請の手続をしてください。
- ②当該掲出物件に新たな広告を表示しない場合は、板面を撤去した日から6か月以内に掲出物件を撤去し、屋外広告物除却届を提出してください。
- ③①及び②を履行しない場合は、無許可や許可基準に違反する広告物として行政指導を行います。

6-3 除却義務～不要になった広告物は除却しましょう～

許可を受けた屋外広告物の許可期間の満了、許可の取消、不要となったときは、遅延なく、屋外広告物を除却（掲出物件も含めた撤去）し、屋外広告物除却の届出が必要です。

■除却届出に必要な提出書類（2部：正本1部、副本1部）

NO.	種類	備考
1	屋外広告物除却届 (施行規則様式第10号)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物を除却したときに必要

6-4 設置者・管理者の責務 ～安全管理をしっかりしましょう～

1 広告物の安全管理

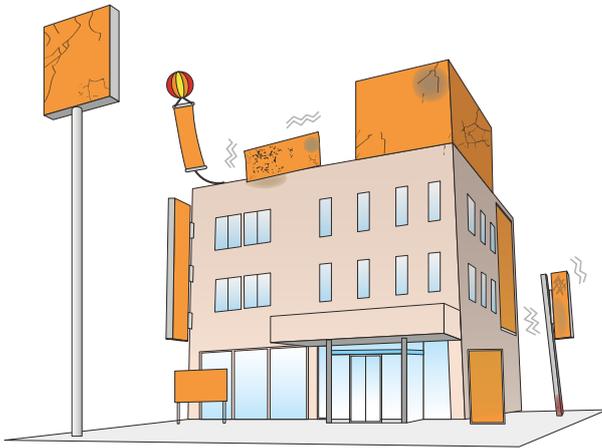
倒壊や落下等による事故を防ぐため、定期的な広告物の補修その他の必要な点検を行い、広告物を良好な状態に保つよう to してください。

広告物の安全管理には、日常点検による早期発見、危険サインへの早期対応、保守管理のスケジュール化の3ステップが不可欠です。安全な広告物は、会社やお店のイメージをアップし、信用、信頼を担います。

< 広告物の安全管理の3ステップ >

① 日常点検で、セルフチェック！～早期発見が事故を防ぎます～

- ・屋外広告物は、雨や風、強い日差しなどの厳しい自然環境にさらされています。表面はきれいな看板に見えても、内部では気づかぬうちに腐食が進み、落下や倒壊等の事故を生じ、取り返しのつかない事態を招く恐れがあります。
- ・日常的に、目視による「危険サイン」のセルフチェックを行きましょう。



< Check Point >

- ☑ 支持部のサビ、腐食
- ☑ 主要部材の変形、サビ、腐食
- ☑ ブランケットのサビの汚ダレ
- ☑ 広告物の傾き
- ☑ パネル板のひび、破損
- ☑ パネル板のがたつき、外れ
- ☑ 表示板の汚染、変色、剥離
- ☑ 照明の正常点灯
- ☑ 照明器具の傾き、外れ
- ☑ 部材、部品の欠落

ブランケットの腐食



側板底面の腐食、破損



広告物の傾き



支柱の腐食



パネル板の破損



照明器具の不点灯



写真引用：屋外広告物の安全点検に関する指針（案）平成 29 年 7 月 国土交通省都市局公園緑地・景観課

② 危険サインは、屋外広告業者に依頼！～早期対応がリスクを抑えます～

- ・「危険サイン」を見つけたら、屋外広告業者に詳細な点検や補修等を依頼しましょう。
- ・早期に対応すれば、サビを落とし保護材を塗布する等の簡単な処置で済むものも、放っておくと取替えや大規模補修により多額な費用がかかり、事故が発生した場合は賠償責任を問われることもあります。後回しは、大きなリスクとなります。



③ 許可更新申請時に、総合点検！～スケジュール化で安全管理のしくみづくり～

- ・屋外広告物を安全に長持ちさせるためには、保守管理をスケジュール化しておく必要があります。
- ・許可更新申請のタイミングで、しっかりと総合的な安全点検や補修などを行い、問題点を解決しておくことが、持続可能な安全管理のしくみづくりにつながります。

column

広告物の落下事故は あなたの会社やお店の 信用も落とします！

万一、看板事故で第三者に被害を与えた場合、積み重ねてきた会社やお店の信用を一瞬で失うことになりかねません。

看板の事故は、多額な賠償金や風評により、事業の継続が脅かされるようなリスクもはらんでいます。



2015年2月、札幌市内の飲食店ビルの外壁に取付けられた看板の一部が落下し、歩道を通りしていた女性の頭部に当たり重傷を負わせる事故が発生しました。外壁への取付け部品が腐食したことで強度が低下し、強風の影響で落下したものとみられています。

1997年、台風による強風で渋谷区商店街入口に設置されていた旧アーケード看板（重さ4t）が倒壊し、数人が下敷きとなり男性一人が死亡。この事故で商店街組合、役員、理事が計1億円の賠償金を負いました。看板会社が所有者に安全点検を勧めたものの放置されていたそうです。

看板事故が報道されるのは、人身事故を伴う場合などごく一部、氷山の一角に過ぎません。あなたの看板は、大丈夫ですか？

<近年の主な看板事故>

時期	内容
2014.05	神戸市中央区のJR神戸線元町駅そばの高架下で、駅名の表示板が落ちかけているのを通行人が見つけた。けが人なし。
2014.07	沖縄県地方を襲撃した台風8号（ノグリー）の強風でアイスクリーム店の看板が倒壊。
2015.02	札幌市の飲食店で強風により袖看板の付属部材が落下、通行人の女性を直撃し意識不明の重体となった。原因は老朽化によるものだが、看板本体の安全点検は30年間、目視による確認しか行っていなかった。

2 安全点検の実施義務

屋外広告物の設置者や管理者は、定期的な安全点検や清掃、修繕などのメンテナンスを行い、広告物の適正な維持管理に努めなければなりません。

静岡県では、許可期間の更新申請時に広告物の安全点検を行うことを義務付けています。

また、堅ろうな広告物は、安全性確保のため一定の資格者による点検をお願いしています。

＜堅ろうな広告物の点検者資格＞

- ①屋外広告士
- ②広告美術仕上げ技能士等
- ③屋外広告物講習会修了者である一・二級建築士
- ④屋外広告物点検技能講習会修了者

管理者の資格要件とは異なります
(p.37)

※屋外広告業者で屋外広告士等の資格を有していない場合は、屋外広告物点検技能講習を修了することが必要となります。

※堅ろうな広告物以外の広告物は、どなたでも点検できます。

屋外広告物点検技能講習会

- ・屋外広告業の事業者団体が実施する、広告物の点検に関する技能講習会
- ・受講資格：屋外広告業者であり、5年以上の工事経験年数があること

詳しくは、(一社)日本屋外広告業団体連合会のホームページを御覧ください。

HP：<http://www.nikkoren.or.jp/>

静岡県内での開催については、静岡県広告美術業協同組合へお問い合わせください。

☎054-283-3000 HP：<http://shizukobi.com>

<提出書類一覧>

No	書類名称	申請者の区分			
		個人		法人	
		成人	未成年		
1	屋外広告業登録申請書（様式第 17 号）	○	○	○	
2	静岡県収入証紙 1 万円分 ※ No1 の余白に貼付	○	○	○	
3	誓約書（様式第 18 号）	○	○	○	
4	住民票の写し ※コピー可 （県外の場合のみ）	申請者本人	○	○	—
		法定代理人	—	△	—
5	登記事項証明書 ※コピー可	申請者	—	—	○
		法定代理人	—	△	—
6	業務主任者の資格を証する書面のコピー （以下のうちいずれか）				
	① 屋外広告士登録証又は屋外広告士合格証				
	② 屋外広告物講習会修了証書	○	○	○	
	③ 技能検定合格証書（広告美術仕上げ）				
	④ 職業訓練指導員免許証（広告美術科）				
	⑤ 職業訓練課程（広告美術科）の修了証				

※提出部数は、正本 1 部、副本 1 部（一式、正本のコピーで構いません）です。

③ 標識の掲示等

- ・登録を受けた後は、営業所ごとに屋外広告業登録業者であることを示す標識を作成及び掲示しなければなりません。
- ・標識には、氏名・名称・商号、代表者氏名、登録番号・登録年月日、営業所名、業務主任者の氏名を記載します。標識の規格は、A 3 横型です（材質は任意）。
- ・その他に、屋外広告物の表示・掲出物件の設置に関する工事について、締結した請負契約の内容を記載した帳簿を作成し、整理・保存しなければなりません。

④ 更新手続等

- ・登録の有効期限は 5 年間で、有効期限の満了後も屋外広告業の営業を続けるときには、有効期限の満了日の 30 日前までに更新登録の申請をしてください。なお、有効期限を過ぎた場合、新規登録をやり直す必要があります。
- ・登録情報に変更があったときは、変更があった日から 30 日以内に届出を提出してください。
- ・紛失や破損等の理由により、屋外広告業登録証の再交付を希望するときは、再交付の申請をしてください。

⑤ 廃業

- ・屋外広告業を廃止したときは、廃止の理由が生じた日から 30 日以内に届出を提出してください。

8 各種様式はどこにあるの？

8-1 様式の案内

手続に必要な各種様式は、県の HP からダウンロードが可能です。

県の HP はこちらから→



URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/keikan/okugaikokoku/1029816.html>

8-2 電子申請について

- ・一部の手続については、ふじのくに電子申請サービスから申請が可能です。
- ・ふじのくに電子申請サービスを利用することで、今まで郵送や持参で行っていた手続を、電子申請により行うことができます。なお、電子申請に対応している手続は、今までどおり郵送等でも申請が可能です。
- ・申請方法の詳細はこちらから →



URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/keikan/okugaikokoku/1029817.html>



必要事項を入力。
自宅からでも、
職場からでも申請可能

■ 電子申請が可能な手続

屋外広告物に関する手続

手続名	様式名	電子申請 対応可否	QRコード (申請画面へ リンク)
屋外広告物許可申請書	条例施行規則様式第1号の4	×	—
屋外広告物許可期間更新申請書・ 屋外広告物点検報告書	条例施行規則様式第2号・ 第2号の2	×	—
屋外広告物変更改造許可申請書	条例施行規則様式第3号	×	—
堅ろうな広告物等の管理者設置・ 変更届	条例施行規則様式第6号	○	
屋外広告物設置者変更届	条例施行規則様式第7号	○	
屋外広告物設置者・堅ろうな広告物等 の管理者の氏名・名称・住所変更届	条例施行規則様式第8号	○	
屋外広告物滅失届	条例施行規則様式第9号	○	
屋外広告物除却届	条例施行規則様式第10号	○	
屋外広告物是正計画書（除却）	違反広告物等是正事務処理要領 様式第5-1号	○ ※電子署名必須	
屋外広告物是正計画書（改修）	違反広告物等是正事務処理要領 様式第5-2号	○ ※電子署名必須	
是正完了届	違反広告物等是正事務処理要領 様式第8号	○	
誓約書	違反広告物等是正事務処理要領 様式第14号	○ ※電子署名必須	

屋外広告業に関する手続

手続名	様式名	電子申請 対応可否	QRコード (申請画面へ リンク)
屋外広告業登録申請書	条例施行規則様式第 17 号	×	—
屋外広告業登録事項変更届	条例施行規則様式第 20 号	△ ※別途郵送等必須	
屋外広告業廃業等届	条例施行規則様式第 21 号	△ ※別途郵送等必須	
屋外広告業登録証・屋外広告物講習会 修了・認定書再交付申請書	条例施行規則様式第 28 号	△ ※一部郵送等必須	
調査票	屋外広告業指導監督事務処理要領 様式 3 号の 2	○	

屋外広告物講習会に関する手続

手続名	様式名	電子申請 対応可否	QRコード (申請画面へ リンク)
屋外広告物講習会受講申請書	条例施行規則様式第 22 号	×	—
屋外広告物講習会修了証書記載事項 変更届	条例施行規則様式第 24 号	△ ※別途郵送等必須	
屋外広告物講習会修了等相当者認定 申請	条例施行規則様式第 25 号	○	
認定書記載事項変更届	条例施行規則様式第 27 号	△ ※別途郵送等必須	
屋外広告業登録証・屋外広告物講習会修了・ 認定書再交付申請書	条例施行規則様式第 28 号	△ ※一部郵送等必須	

9 良好な景観形成のために

屋外広告物は、見たい人見たくない人に関わらず、自然と目に入ってくるもので、公衆の誰もが見る景観の一部を形成する大事な要素となります。大きくて派手なデザインの看板など、人目を引くものなども見受けられますが、良好な景観形成に向けては、周囲の景観との調和や環境に配慮された屋外広告物の設置等が求められます。

屋外広告物の色彩や形態、デジタルサイネージなど、景観上配慮が必要な事項を十分考慮して、皆が気持ちよく生活できるような景観づくりを心掛けてください。

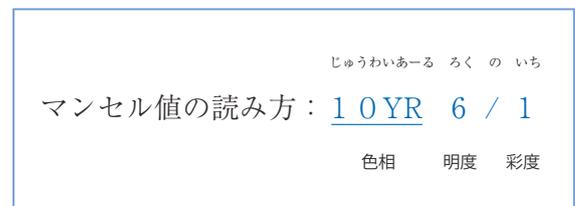
9-1 周囲の景観に配慮した色彩

■色の使い方

色を効果的に使うためには、色の特性や周囲の景観を踏まえて色選びを慎重に行う必要があります。また、色彩の規制を設けている地域もありますので、色の基礎的な知識について理解を深めましょう。

<マンセル表色系>

- 色を色相、明度、彩度の3つの属性で客観的に表すもので、これら3つの属性を記号化して表すものをマンセル値といいます。



色相：「色合い」を表す。10種類の基本色の頭文字のアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせて表記

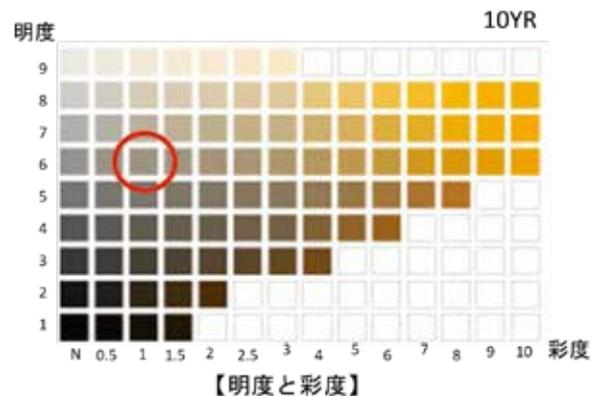
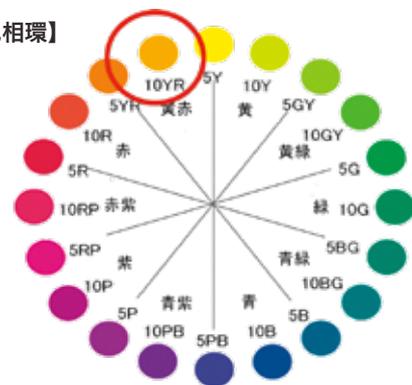
明度：「明るさ」の度合いを表す。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなる。

実際には、最も暗い黒で明度1.0程度、最も明るい白で明度9.5程度

彩度：「鮮やかさ」の度合いを0から14程度の数字で表す。

鮮やかさのない色彩ほど数字が小さく、無彩色の白・黒・グレー等の彩度は0になる。

【色相環】



※広告景観保全地区（伊豆西南海岸広告景観保全地区、伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区）の色彩規制
<地の色彩>
色相 10YR、かつ明度3以上6以下、彩度1以上6以下

<ポイント>

●周囲の環境を踏まえた色使い

- ・歴史的なまちなみ、自然豊かな環境など、屋外広告物の背景となる周囲の環境によって、なじむ色には違いがあります。そのため、周囲の景観を踏まえた色選びが大切です。

歴史的なまちなみ

- ・ダークブラウン、ダークグレーなど落ち着いた基調の色はなじみますが、淡いパステルカラーだと違和感があります。



茶園など自然豊かな環境

- ・低彩度で淡い基調の色がなじみやすい。
茶園には、緑系など

(p.54・55 参照)



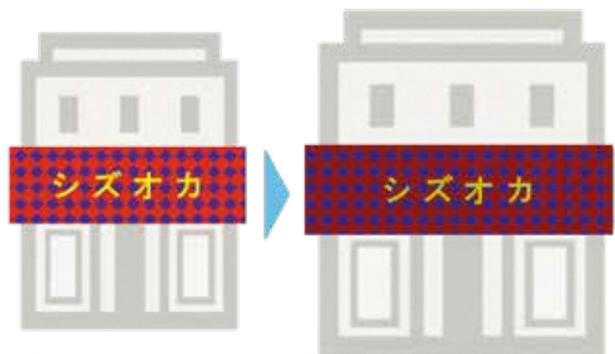
●過剰な色使いは控える

- ・たくさんの色、高彩度で目立つ色を使った屋外広告物は、見た人に混乱を与えます。



彩度を下げる

- ・同じ色相でも彩度を下げるなど周囲の景観への配慮した色使いを心がけましょう。
- ・明度や彩度が高い色を使用する場合は、必要最小限の面積に留めましょう（例えば、板面の一部にアクセントとして限定的に用いるなど）。



彩度を下げる

色の数を減らす

- ・周囲の景観にお構いなく、派手な色彩にしているものも見かけられますが、過剰な色使いは控え、色の数を減らすと見た目が変わります。



色の数を減らす

素材の色を活かす

- ・建物や壁など素材の質感を活かすと、全体的にシックな印象になります。



建物の色を活かす

●写真やイラストの使い方

過剰な演出は控えましょう

- ・写真やイラストを同じ板面に複数使ったり、大きすぎる人物写真を使ったり、キャラクターをちりばめるなど、過剰な演出の看板を見受けることもあります。
- ・こうした屋外広告物は、目立つかもしれませんが、何の広告か判別できないだけでなく、見た人にとって不快感や悪い印象を与える懸念があります。
- ・景観はみんなの財産です。公衆や周囲の景観に配慮して、過剰な演出を控えましょう。



盛り込みすぎ

- ・文字が写真や絵と重なっていると内容が識別しづらいものになります。
- ・多くの色を使いすぎることマイナスです。



メリハリをつける

- ・文字と写真の配置や配色を見直すことで、視認性が高く、すっきりと表示できます。
- (※注：案内図板には、設置基準等があります。)



<茶園景観に配慮した屋外広告物の色彩ガイドライン（H24. 3策定）>

牧之原茶園・空港周辺地域では、静岡県を代表する茶園景観の保全、形成を推進するため、屋外広告物の色彩ガイドラインをまとめました。ほかの地域の茶園などでも、ぜひ参考にしてください。

本ガイドライン策定の趣旨

本県には、広大な茶園の美しい景観が多数あります。茶園景観は、静岡らしさを感じられる重要な景観であり、茶園に沿った道路から良好な景観を楽しむためには、沿道の屋外広告物が、茶園景観と調和した魅力あるものとなるよう心がけていくことが大切です。そこで、県、関係市町等で組織する牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会では、茶園景観に配慮した屋外広告物の推奨色等を示したガイドラインを策定しました。

今後、このガイドラインを活用して、魅力ある茶園景観づくりに御協力をお願いします。

茶園景観に配慮した屋外広告物の推奨色等

- 1 ベースカラー（地色）には、「①緑系」または「②白系」を使用（推奨色）

「① 緑系」の推奨色（GY※、G系で中明度、中彩度）	色相：10Y～5G 明度：3～5 彩度：4～6
「② 白系」の推奨色（YR、Y系で高明度、低彩度）	色相：5YR～10Y 明度：8～9 彩度：1～2

※記号はマンセル値を表しています。

- 2 色数は5色以内

・ベースカラーは1色、アクセントカラー1色、サブカラー3色以内としましょう。

- 3 高彩度色は面積に注意してアクセントカラーに使用

- 4 サブカラーには彩度6以下の色を使用

・ベースカラーが「②白系」の場合、サブカラーに「①緑系」の使用を推奨します。

- 5 茶園景観になじまない「紫（P）」、「赤紫（RP）」の使用を控える（2.5P～10RP）

- 6 支柱の色はダークブラウン（10YR2/1）

〈参考〉

ベースカラー：屋外広告物の表示面において、全体の70%程度を占める景観色（地色）

アクセントカラー：屋外広告物の表示面において、全体の5%程度を占める色

サブカラー：上記以外の色

茶園景観に配慮した屋外広告物のイメージ

ベースカラーに「①緑系」を使用した場合（例）



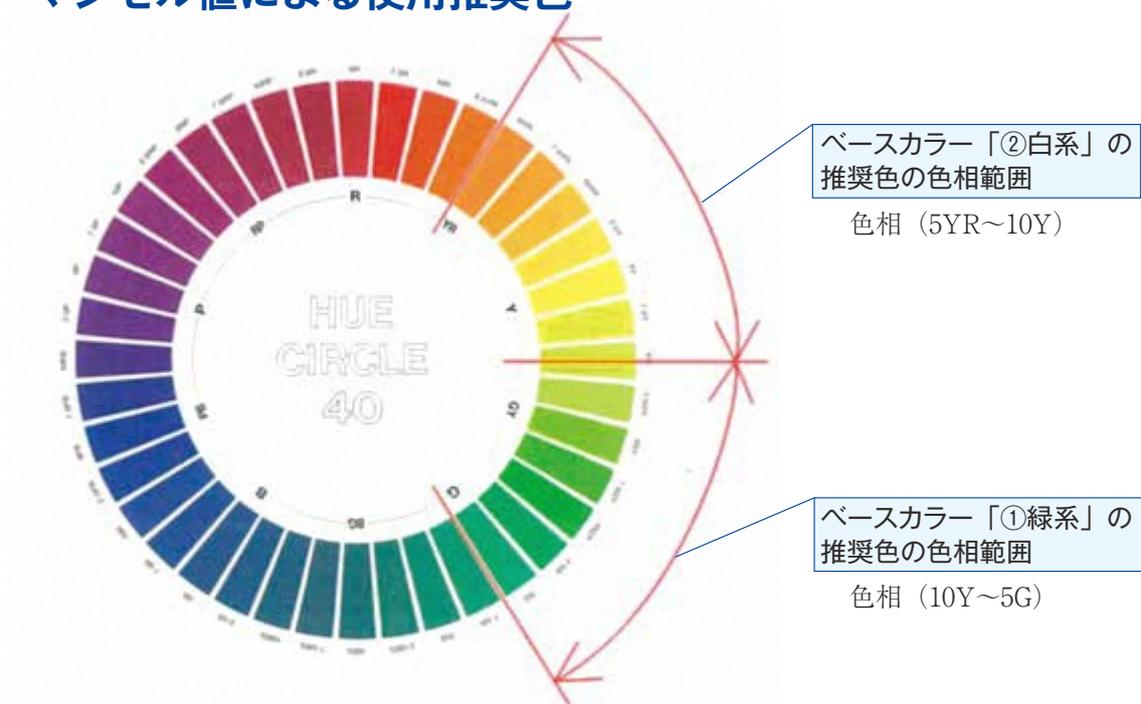
ベースカラー：5G5/4（支柱：10YR2/1）
アクセントカラー：7.5Y9/3（矢印、小さい丸）
サブカラー：5YR9/1（白文字）
5GY8/4（大きい丸）

ベースカラーに「②白系」を使用した場合（例）



ベースカラー：10YR8.5/1.5（支柱：10YR2/1）
アクセントカラー：7.5R5/12（矢印）
サブカラー：2.5G3/4（板面下）10R3/3（茶文字）
7.5GY8/4（茶葉）

マンセル値による使用推奨色



ベースカラー「①緑系」の推奨色(例)							中明度 (明度 3 ~ 5)、中彩度 (彩度 4 ~ 6)
10Y4/4	2.5GY5/6	5GY5/4	7.5GY5/4	7.5GY5/6	10GY5/4	10GY4/4	
							支柱の色
10GY4/6	2.5G5/6	2.5G4/4	2.5G3/4	5G5/4	5G3/6	10YR2/1	

ベースカラー「②白系」の推奨色(例)							高明度 (明度 8 ~ 9)、低彩度 (彩度 1 ~ 2)
5YR9/1	5YR8/2	7.5YR9/2	7.5YR8/2	10YR9/1	10YR8.5/1.5	2.5Y9/1	
							支柱の色
2.5Y8.5/2	5Y9/1	5Y8/2	7.5Y9/1	10Y9/1	10Y8/1	10YR2/1	

【色彩指導】 カラーコンサルタント牧野怜子氏 (AAC カラーワークス <http://www.aac-w.co.jp>)

9-2 形・大きさ・高さを揃えて集合化

■見た目を揃える

屋外広告物の見た目がバラバラで揃っていないと、本来伝えたい情報をうまく伝えることができなくなります。また、統一感のない屋外広告物は、周囲の景観に与える影響も悪くなります。



<ポイント>

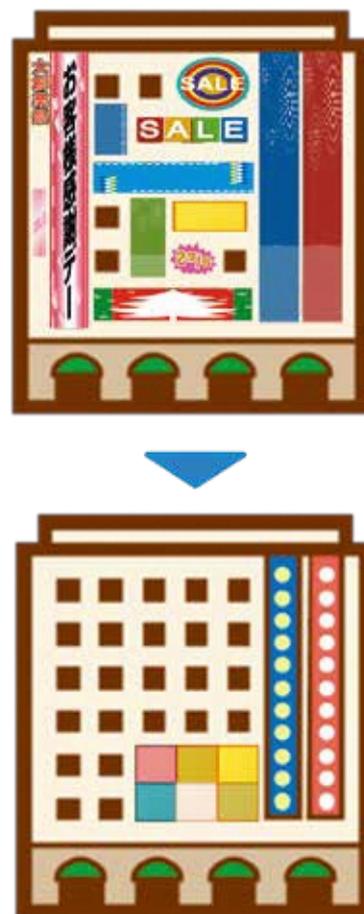
- 同じ場所に複数表示する場合、形や高さ・大きさを統一

形がバラバラで情報を盛り込みすぎ

- ・あれもこれも伝えようとする、見た人には、何を伝えたいのか分からない状況になります。
- ・情報が乱立しないよう、メリハリのある簡潔な表示内容を心がけましょう。

統一して分かりやすく表示

- ・形や高さ、大きさ、デザインなどを統一。
- ・統一すると、壁面がすっきりとした見た目になり、分かりやすく屋外広告物を表示できます。



●複数の看板を集合化

- ・交差点付近などに複数の看板が乱立していると、周囲の景観に与える影響は悪くなります。
- ・見た目も悪く、何を案内しているのか識別しづらい状況を改善するには、集合化が効果的です。



関係する方々の協力が不可欠

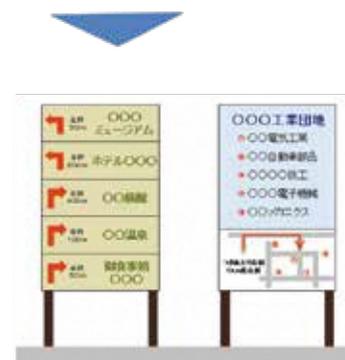
- ・ 広告主や広告業者の方々が協力して、案内図板を改修した事例（伊豆の国市：国道 135 号）



見た目を揃えて分かりやすく

- ・ 高さや大きさ、デザインを揃えて、必要以上に目立つ色彩等は避けましょう。
- ・ 見た目が揃っていると、道案内などの効果も向上します。

（※注：案内図板には、設置基準等があります。）

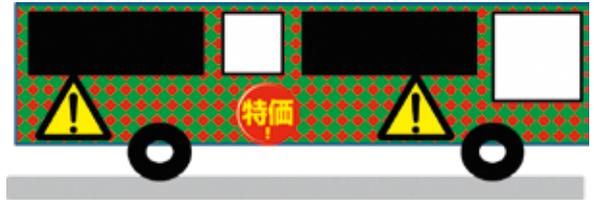


9-3 車両ラッピング、のぼり旗

■車両ラッピング

派手なデザインや奇抜な色使いのラッピングをした車両は、見た人に圧迫感を与えるだけでなく、周囲の車両を運転している方の注意力を削ぐなど、交通安全上支障をきたす可能性があります。車両全体に広告を表示したラッピングなども、交通安全上の問題があるので控えましょう。

また、自然豊かな地域や規制地域などを運行することもありますので、運行する地域の良好な景観形成にも配慮して、落ち着いた色相、明度、彩度の色使いを心掛けてください。



派手なデザイン、色使い、窓も塞がって



<静岡県車体利用全面広告ガイドライン>

<p>1 一般事項</p> <p>車体利用広告物は、次の要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 交通の安全を阻害するおそれがないものであること。</p> <p>(2) 都市景観との調和を損なうものでないこと。</p> <p>(3) 公序良俗に反するものでないこと。</p> <p>2 個別事項</p> <p>車体利用広告物は、その広告物の色彩、模様その他のデザインが、次の各号のいずれかに該当するときは、これを掲載しない。</p> <p>(1) 安全上からの禁止事項</p> <p>ア 発光、蛍光、反射効果を有する材料、その他これらに類するものを使用するもの</p> <p>イ 車体の窓又はドア等のガラス部分に表示されているもの。ただし、デザイン上やむを得ないもので、透過性の高い素材を使用するなど内部からの視認性を妨げない場合は除く。</p> <p>ウ デザイン構成がストーリー性のあるもの又は長い文章が含まれるもの</p> <p>エ 乗合自動車の場合は、後部の色がテールランプの色と紛らわしいもの</p> <p>オ 信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの</p> <p>カ 車体の排気口やスピーカー口をラッピングでふさぐもの</p> <p>(2) 都市景観上からの禁止事項</p> <p>ア デザインが文字中心のもの</p> <p>イ 車体面積とのバランスを欠くような著しく大きなロゴ又はデザインとなるなど、表現がひどくきついもの</p> <p>ウ 会社名、商品名を連呼するなど表現がくだいもの</p> <p>エ 地色に派手な原色を使用するもの</p> <p>オ 地色に黒色又は暗い色調を使用するもの</p>	<p>(3) 公衆への配慮</p> <p>ア 性を意識させるようなデザインのもの</p> <p>イ 身体の一部をことさら強調するもの</p> <p>ウ 表現が不正確で誤認されるおそれのあるもの</p> <p>エ その他公衆に不快感又は恐怖感を与えるもの</p> <p>3 特別事項</p> <p>以下の地域を走行する電車及び乗合自動車に掲出する場合は、その地域の特性を理解し、景観との調和に一層配慮すること。</p> <p>(1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）に定められた、国立公園、国定公園</p> <p>(2) 静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）に定められた、県立自然公園</p> <p>(3) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に定められた、原生自然環境保全地域</p> <p>(4) 静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）に定められた、自然環境保全地域</p> <p>4 その他注意事項</p> <p>(1) 乗降口扉等の業務用各表示の位置及び大きさ等については、原則として、ラッピング貼付の上、現状位置に同色・同サイズの表示を貼りつけること。</p> <p>(2) 乗合自動車の場合、車体を見て乗合自動車であることを容易に判別できるものにする。</p>
--	---

■のぼり旗

店舗の前などに、のぼり旗を設置したまま放置されている状況が見受けられます。

誤解されている方もいらっしゃいますが、のぼり旗も屋外広告物となりますので、公衆の危害防止や良好な景観形成に十分配慮することが求められます。

のぼり旗が何本も乱立しているとか、閉店後も設置したままにしておくことがないよう、心掛けましょう。また、ガードレールなどの禁止物件に、のぼり旗を設置することがないよう留意してください。

出しっ放しはやめましょう

- ・のぼり旗は比較的容易に設置できるので、設置したまま放置しているものも見受けられます。
- ・強風などで飛ばされ、交通安全上支障をきたす可能性もありますので、のぼり旗を設置したままにせず、営業後には片付けることなど心掛けましょう。



お店はやってない、のぼり旗は出てる

魅力アップの工夫

- ・店舗の前などに、のぼり旗を複数並べて目立たせようとするのも場合によっては必要かもしれませんが、のぼり旗を乱立させることよりも、店舗の前を魅力的な空間にして、そこに立ち寄りたいたいと思わせる工夫も大切です。



9-4 デジタルサイネージは輝度や動き、音にも注意しましょう

■ デジタルサイネージによる屋外広告物とは

デジタルサイネージによる屋外広告物とは、LED等により自ら発光して常時表示の内容を変えたり、点滅する電光表示（デジタルサイネージ）を伴う屋外広告物です。デジタルサイネージは、情報量が多く、拡張性・視認性に優れ、多様な表現が可能であるという特徴を有していますが、光や動きに加えて音を発するものも多く、「光」「動き」「音」をうまくコントロールしていかないと、景観阻害要因となり、さらには住環境や夜間景観等に悪影響を及ぼす恐れがあります。



■ デジタルサイネージによる屋外広告物の特性と課題

特性		課題
情報量が多い	<ul style="list-style-type: none"> 表示内容の切り替えにより1枚のディスプレイで複数の情報を提供できる 表示内容に動画を活用することで、アナログでは不可能な動きや音を付加することができる 	<p>交通安全への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ドライバーの視点誘導など交通安全上の支障とならないよう設置場所に十分配慮する必要がある <p>→ 住環境や夜間景観への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ディスプレイにより発色・発光しているため住環境の支障とならないよう住居地域では十分配慮する必要がある さらに、日没後での発色・発光したディスプレイは目立つため夜間景観に十分配慮する必要がある
拡張性が高い	<ul style="list-style-type: none"> オンラインで表示内容を変更できるネットワーク型は、リアルタイムで最新情報を流すことができる 従来のアナログ媒体は、表示内容を変更するたびに貼り替えや付け替えが必要であるが、表示したいデータを変更するだけで良い 	
視認性が高い	<ul style="list-style-type: none"> ディスプレイにより発色・発光しているため視認性が高く、広告板や広告幕などのアナログ媒体よりも歩行者の目に留まりやすい 	

■ 県条例の取扱い

県条例では、デジタルサイネージ特有の「光」「動き」「音」に関する詳細な基準を明記していませんが、広告塔や広告板などの掲出に関する既存の許可基準と同様の取扱いとなります。

また、案内図板等（条例第6条第5項）の共通基準「電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。」に該当するものとなります。

このため、特別規制地域、広告景観保全地区等では、案内図板にデジタルサイネージは設置できません。特別規制地域、広告景観保全地区、後退距離規制適用地域における一般広告物・案内図板以外にデジタルサイネージを設置する場合は、それぞれ規制地域の許可基準に適合したものにしてください。

■案内図板の設置（表示）可否の違い

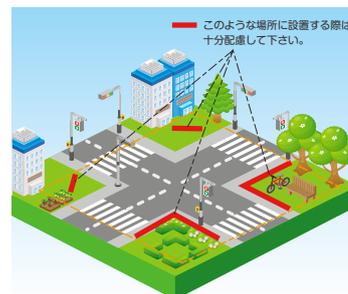
種別	特別規制地域 広告景観保全地区	普通規制地域
デジタルサイネージ による案内図板 (デジタル媒体)	× [共通基準の電飾設備に該当 するため、設置（表示）不可]	○※ [※後退距離規制適用地域に おいては設置（表示）不可]
一般的な案内図板 (アナログ媒体)	○	○

■ デジタルサイネージを設置する上でのポイント

(1) 交通安全上の配慮

原則として、信号機、道路標識など交通安全施設の効用を妨げるようなものは設置が認められません。必要に応じて、道路交通管理者である所轄警察署に確認を行ってください。

信号機や交差点の付近等の交通の要所で、デジタルサイネージに使われる赤・青・黄などの様々な色や動きは信号機と誤認されやすく、運転者の不注意を招き、交通事故につながる可能性があります。



信号機のある交差点付近の範囲

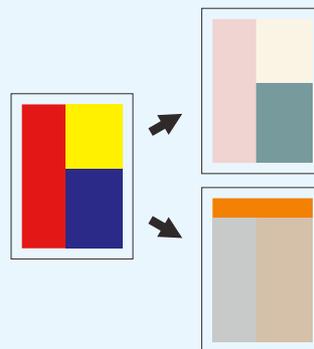
大きな事故につながらないように、信号機のある交差点付近（停止線までの範囲）では、デジタルサイネージによる屋外広告物が信号機と誤認されないように、十分配慮してください。

<ポイント>

①信号機と誤認されるような赤・青・黄など高彩度色を使用しない

赤・青・黄などの高彩度色（鮮やかな色）は、落ち着いた周辺の景観を阻害したり、人によっては不快感を覚えたりすることがあります。

デジタルサイネージは発光していることから、必要以上に高彩度色を使用しなくても明るく見えます。低彩度色（落ち着いた色）でまとめたり、アクセントカラーに留めておくなど工夫が必要です。



②信号機より目立たないように、明るさを抑える

屋外のデジタルサイネージは、太陽光の下で見えるように高輝度に設定されることが多くなっていますので、輝度（明るさ）を抑えるようにしてください。



③視覚障害者用信号機の音を阻害しないように、音は出さない

複数の音は雑音になるだけでなく、相互に騒音のレベルを高めることになりかねません。特に、視覚障害者用信号機の音を阻害しないようにしてください。

(2) 住環境や夜間景観の配慮

居住地域の住環境の保全のために落ち着いた低彩度・低明度が望ましく、日没後の照明環境（夜間景観）を考慮し、輝度等の抑制や消灯時間帯の設置など十分配慮してください。

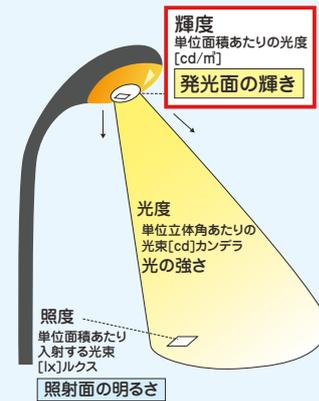
<ポイント>

① 周辺の照明環境に配慮し、できる限り輝度（明るさ）を抑制することが好ましい

CIE（国際照明委員会）では、地方（E2区域：産業的又は居住的な地方領域）における看板の平均輝度の最大許容値 $400\text{cd}/\text{m}^2$ 以下を目安としていますので、できる限り明るさを $400\text{cd}/\text{m}^2$ 以下としてください。

※液晶テレビの明るさが、概ね $300 \sim 500\text{cd}/\text{m}^2$

特に、日没後はデジタルサイネージの輝度（明るさ）が際立って目立つため、季節・天気・周辺の明るさ等による変動を考慮して、消灯時間帯を設置するなど工夫が必要です。



② 住居の窓の近傍には設置はしない

住宅地周辺は、緑ある閑静な街並みなど落ち着きや潤いを感じられる地域であり、デジタルサイネージの輝度（明るさ）などが住環境に悪影響を与えるため、特に住居の窓の近傍には設置しないでください。

< CIE（国際照明委員会）による「屋外照明設備による障害光抑制ガイド（2003）」 >

○ CIE の環境区域

区域	環境	光環境	例
E 1	自然	本来暗い	国立公園、保護された場所
E 2	地方	低い明るさ	産業的又は居住的な地方領域
E 3	郊外	中間の明るさ	産業的又は居住的な郊外領域
E 4	都市	高い明るさ	都市中心と商業領域

○ 障害光を抑制するための照明技術特性値の許容最大値（CIE 150-2003 抜粋）

過剰に照明された建築物の壁面と看板

看板の平均輝度の最大許容値（単位： cd/m^2 ）

照明技術要素	利用条件	E 1	E 2	E 3	E 4
看板の輝度(Ls)	平均照度×反射率/πより求める 又は、自発光しているものの輝度	50 cd/m^2	400 cd/m^2	800 cd/m^2	1000 cd/m^2

備考) どの分類の区分でも、住居の窓の近傍に取り付けるべきではない。

(3) その他配慮事項

①高い位置や通りの進行方向に正対する設置は極力避ける

高い位置にデジタルサイネージによる屋外広告物を設置すると、光を遮るものがなく、広範囲に影響を及ぼすため、高い位置への設置は極力避けてください。

また、建物の壁から突き出して設置される突出し広告など、歩行者等の進行方向に正対して設置されている屋外広告物は通りから目立ち、狭い空間にデジタルサイネージの光や動きが重なって見え、周囲の景観を阻害することがありますので、極力、設置を避けてください。



正対する広告

②反射・映り込み防止フィルム等を活用する

屋外のデジタルサイネージは、太陽光や周辺の光の強さ・向きによって、反射や映り込みが生じるため画面が見え難いことがあります。反射・映り込み防止フィルム等により、画面を見やすくするとともに、輝度（明るさ）を抑えてください。

③地色（背景色）の白は控える

「地」の色に明度の高い白を使うと輝度（明るさ）が上がって見え難くなるため、明度を抑えてください。

「地」の色はライトグレー、オフホワイト又はアイボリー等を使用すると昼夜に関わらず見やすく、落ち着いて見えます。



④過度な点滅は控える

1997年にアニメーション番組を観た視聴者（特に子どもたち）の健康に影響を及ぼす事態が起こり、1998年に再発防止のための「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」が策定されました。以下の点について、細心の注意を払う必要があります。

- 1 映像や光の点滅、特に「鮮やかな赤」の点滅
- 2 コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換など

デジタルサイネージによる屋外広告物の効果を高めるために、画面の動きや点滅、画面転換等により興味を引くものがありますが、過度な点滅や激しい動きは、落ち着いた周囲の景観を阻害したり、人によっては不快感を覚えたり、健康を損ねたりすることもあるため、画面が落ち着いて見られるように、動画のコンテンツを作製するときにはできるだけ静止画に近い、ゆっくりとした表現にしてください。

⑤音は極力出さない

複数の音は雑音になるだけでなく、相互に騒音のレベルを高めることになりかねませんので、極力、音は出さないでください。商業地系エリアで音を出す場合でも、音量を抑えたり、時間帯を限るなど工夫が必要です。

■問い合わせ先一覧

屋外広告物と屋外広告業で窓口が異なります。

屋外広告物については設置場所、屋外広告業については本店及び営業所の所在地をご確認の上、以下の一覧表に記載の窓口へお問い合わせください。

区分		屋外広告物	屋外広告業
		担当課、連絡先	担当課、連絡先
東部	下田市	下田市建設課 TEL:0558-22-2219 〒415-8501 下田市東本郷1丁目5-18	下田土木事務所都市計画課 TEL:0558-24-2110 〒415-0016 下田市中531-1
	東伊豆町	下田土木事務所都市計画課 TEL:0558-24-2110 〒415-0016 下田市中531-1	
	河津町		
	南伊豆町		
	松崎町		
	西伊豆町		
	伊東市	伊東市都市計画課 TEL:0557-32-1781 〒414-8555 伊東市大原2丁目1-1	熱海土木事務所都市計画課 TEL:0557-82-9185 〒413-0016 熱海市水口町13-15
	熱海市	熱海市まちづくり課 TEL:0557-86-6383 〒413-8550 熱海市中央町1-1	
	伊豆市	伊豆市都市計画課 TEL:0558-83-5206 〒410-2592 伊豆市八幡500-1	沼津土木事務所都市計画課 TEL:055-920-2221 〒410-0055 沼津市高島本町1-3
	伊豆の国市	伊豆の国市都市計画課 TEL:055-948-2909 〒410-2211 伊豆の国市長岡340-1	
	御殿場市	御殿場市都市計画課 TEL:0550-82-4240 〒412-8601 御殿場市萩原483	
	三島市	三島市都市計画課 TEL:055-983-2631 〒411-8666 三島市北田町4-47	
沼津市	沼津市まちづくり指導課 TEL:055-934-4762 〒410-8601 沼津市御幸町16-1		

区分		屋外広告物	屋外広告業
		担当課、連絡先	担当課、連絡先
東部	裾野市	裾野市都市計画課 TEL:055-995-1829 〒410-1192 裾野市佐野1059	沼津土木事務所都市計画課 TEL:055-920-2221 〒410-0055 沼津市高島本町1-3
	清水町	沼津土木事務所都市計画課 TEL:055-920-2221 〒410-0055 沼津市高島本町1-3	
	長泉町		
	小山町		
	函南町		
	富士市	富士市建築土地対策課 TEL:0545-55-2796 〒417-8601 富士市永田町1丁目100	富士土木事務所都市計画課 TEL:0545-65-2243 〒416-0906 富士市本市場441-1
	富士宮市	富士宮市都市計画課 TEL:0544-22-1408 〒418-8601 富士宮市弓沢町150	
中部	静岡市	静岡市建築総務課 TEL:054-221-1123 〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1	
	藤枝市	藤枝市都市政策課 TEL:054-643-3373 〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11-1	島田土木事務所都市計画課 TEL:0547-37-4181 〒427-0019 島田市道悦5-7-1
	焼津市	焼津市都市計画課 TEL:054-626-2160 〒425-8502 焼津市本町2丁目16-32	
	島田市	島田市都市政策課 TEL:0547-36-7177 〒427-8501 島田市中央町1-1	
	牧之原市	牧之原市都市住宅課 TEL:0548-53-2633 〒421-0592 牧之原市相良275	
	吉田町	島田土木事務所都市計画課 TEL:0547-37-4181 〒427-0019 島田市道悦5-7-1	
	川根本町		

区分		屋外広告物	屋外広告業
		担当課、連絡先	担当課、連絡先
西部	御前崎市	御前崎市都市政策課 TEL:0537-29-8732 〒437-1692 御前崎市池新田5585	袋井土木事務所都市計画課 TEL:0538-42-3292 〒437-0042 袋井市山名町2の1
	掛川市	掛川市都市政策課 TEL:0537-21-1151 〒436-8650 掛川市長谷1丁目1-1	
	菊川市	菊川市都市計画課 TEL:0537-35-0932 〒439-8650 菊川市堀之内61	
	袋井市	袋井市都市計画課 TEL:0538-44-3122 〒437-8666 袋井市新屋1丁目1-1	
	磐田市	磐田市都市計画課 TEL:0538-37-4907 〒438-8650 磐田市国府台3-1	
	森町	袋井土木事務所都市計画課 TEL:0538-42-3292 〒437-0042 袋井市山名町2の1	
	浜松市	浜松市土地政策課 TEL:053-457-2344 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2	浜松土木事務所都市計画課 TEL:053-458-7276 〒430-0929 浜松市中区中央1丁目12-1
	湖西市	湖西市都市計画課 TEL:053-576-1693 〒431-0492 湖西市吉美3268	